

(ア) フェロシルトの担当取締役以外の取締役の負う監視義務

フェロシルトの開発、生産の業務を担当する取締役は、四日市工場長及び四日市工場副工場長である。実行本部の構成員でもないその他の取締役は、フェロシルトの開発、生産の業務執行に関する責務を負うことはない。もとより、実行本部の構成員ではなく、取締役会を構成するにすぎない取締役といえども、他の取締役を監視する責務自体は免れない。

しかし、原告石原産業が農薬、酸化チタン等の様々な化学製品を取り扱っており、取締役には開発、生産部門を担う技術系と営業、財務等を担当する事務系の者がいて、その有する知識、経験が均一ではないことから、取締役が他の取締役を実効的に監視することは困難である。そのため、四日市工場において生産される製品の品質を確保するための内部統制システムの一環として、QMSを含む品質マネジメントシステムが設けられた。そして、平成11年1月当時のQMSにおいては、品質保証室長が、四日市事業所長に対し、四日市工場内における製品の開発、生産、管理、搬出がQMSに沿って実施されているかを報告し、四日市事業所長がこれに基づいて品質体制の是正・改善を行うなどにより、製品の開発、生産を担当する取締役の職務執行に対する監視がされることとなつていた。

したがって、フェロシルトの開発、生産の担当でもなく、実行本部の構成員でもない取締役は、特に担当取締役の職務執行が違法であることを見わせる特段の事情が存在しない限り、担当取締役の職務執行が適法であると信頼すれば足り、基本的に担当取締役がフェロシルトの想定される用途に応じた安全性の調査をしたかなどの監視義務を負うものではない。

(イ) 各被告の検討

そこで、以下、各被告について、上記の特段の事情、すなわち、フェ

ロシルトが将来搬出された際に重金属等による環境汚染が生じ、これによって回収費用等の損害が生じる可能性があることを知り得たかを検討する。

a 被告 Y1

(a) 被告 Y1 の役職と属性

被告 Y1 は、平成 7 年 6 月から取締役東京本社統括室長を務め、平成 8 年 1 月から総務本部副本部長、平成 9 年 6 月から常務取締役総務本部長兼東京本社統括室長兼秘書室担当を務めていた。被告 Y1 は、平成 11 年 1 月当時、フェロシルトの担当取締役や実行本部の構成員ではなく、単に取締役会を構成する取締役に過ぎなかった。東京本社は、製造部門である四日市事業所ないし四日市工場との関連が薄い。また、総務部は酸化チタンの生産業務等に支障が出ないようサポートする部署であり、品質の確保に関わる QMS を直接に取り扱うことはなかった。

被告 Y1 は、東京本社や総務部門を担当してきた事務系の取締役であるから、アイアンクレーやフェロシルト及びこれらに適用される QMS について、業務上取り扱う機会がほとんどなかったといえる。

(b) フェロシルト等に関する認識

被告 Y1 が、平成 11 年 1 月 29 日の取締役会当時フェロシルト等について認識していた事情は、次のとおりであった。

- ① 前記(2)ア(イ)a (b)①及び② (159 頁)に同じ。
- ② 前記(2)ア(イ)b (b)②及び③ (162 頁)に同じ。

(c) 検討

被告 Y1 は、住友大阪セメントが、総クロム量の多さを理由として脱塩アイアンクレーの受入れを断つてきたことを認識していた。しかし、被告 Y1 は総務部門を担当してきた事務系の取締役である。

しかも、その担当業務上、アイアンクレーやフェロシルトと関わることのがほほなかつた。したがって、三価クロムが高温下で有害な六価クロムに変化し得るとしても、アイアンクレーから採取されるフェロシルトが将来搬出されることにより、重金属等による環境汚染を生じさせることを予見し得たということはできない。

また、被告 Y1 は、フェロシルトが試作品であること、フェロシリットの生産により産業廃棄物処理のコスト削減という実行本部が掲げる目標の 1 つが達成できることについて認識していた。しかし、そのこと自体は、単にフェロシルトが産業廃棄物の減量化を目的として開発が始められ、未だ開発完了の段階であることを示すにすぎない。それが、将来、フェロシルトが開発完了手続きをしないまま搬出されることの可能性を高めるものでもない。

被告 Y1 が、東京本社や総務部門という QMS と直接関連しない分野を担当しており、QMS の具体的な内容に通じていないことからすれば、平成 11 年 1 月の取締役会当時、フェロシルトが試作品であるとか、これにより産業廃棄物処理費用の削減が達成できるとの認識を有していたとしても、フェロシルトが、将来、QMS に沿った取扱いがされないまま搬出されることまで予見し得たということを疑わせる事情も見いだし難い。

b 被告 F1

- (a) 被告 F1 の役職と属性

被告 F1 は、平成 7 年 6 月から取締役中央研究所副所長、平成 9 年 6 月から取締役社長室技術企画本部副本部長兼中央研究所所長、平成 10 年 2 月から取締役社長室技術企画本部副本部長兼技術管理部長を務め、有機系事業の農薬の研究開発等を担当する技術系の取

締役であった。被告 F | は、平成 11 年 1 月当時、フェロシルトの担当取締役や実行本部の構成員ではなく、単に取締役会を構成する取締役に過ぎなかつた。

ところで、新製品の開発手順として QMS に従う必要があるという点では、有機系の農薬の研究開発でも無機系事業の酸化チタンの研究開発でも変わりはない。しかし、有機事業が炭素を含む化合物を対象とするのにに対し、無機系事業は鉱石等炭素を含まないものを対象としており、その取扱分野は大幅に異なつてゐる。被告 F | は、有機系の農薬の研究開発を担当する技術系の取締役であつたから、必ずしも無機系事業の酸化チタンの研究開発に通じていたといふことはできない。

(b) フェロシルト等に関する認識

被告 F | が、平成 11 年 1 月 29 日の取締役会当時フェロシルト等について認識していた事情は、被告 Y | と同じく次のとおりであった。

- ① 前記(2)ア(ウ) a (b)①及び② (159 頁) に同じ。
- ② 前記(2)ア(ウ) b (b)②及び③ (162 頁) に同じ。

(c) 検討

被告 F | も、住友大阪セメントが、総クロム量の多さを理由として脱塩アイアンクレーの受入れを断つてきることを認識していた。しかし、被告 F | は、技術系の取締役といつても、炭素を含む化合物を取り扱う有機系事業を担当しており、鉱石等を取り扱う無機系事業に関する化学知識を十分に備えていたとは言い難い。そうすると、被告 F | が、平成 11 年 1 月当時、住友大阪セメントから総クロム量が多いことを理由に脱塩アイアンクレーの受入れを断られたことを認識していたからといって、三価クロムが高温下では有害な六価クロ

ムに変質し得ることから、将来、アイアンクレーから採取されたフェロシルトが重金属等による環境汚染を生じさせることまで予見し得たというのには困難である。

また、被告 F | も、フェロシルトが試作品であること、フェロシルトの生産により産業廃棄物処理のコスト削減の効果があることを認識していた。しかし、そのこと自体、フェロシルトが産業廃棄物の減量化を目的として開発が始められ、未だ開発未了の段階であることを示すにすぎないのは、前同様 (203 頁) である。それが、将来、フェロシルトが開発完了手続をしないまま搬出されることの可能性を高めるものでもない。

被告 F | が、平成 7 年 6 月の取締役就任以降、主に農薬の研究開発等の有機部門というフェロシルトや QMS と直接関連しない分野を担当し、フェロシルトの具体的な開発状況に接していないかったことからすれば、平成 11 年 1 月の取締役会当時、上記の認識を有していたからといって、フェロシルトが、将来、QMS に沿つた取扱いがされないまま搬出されることまで予見し得たとは言い難い。また、他に担当取締役の職務執行が違法であることを疑わせる事情も見いだし難い。

c) 被告 O |

(a) 被告 O | の役職と属性

被告 O | は、平成 9 年 6 月から取締役兼秘書役兼酸化チタン営業本部長付を務め、A | 社長の特命により米国の農薬事業の売却交渉に当たつていた。被告 O | は、平成 11 年 1 月当時、フェロシルトの担当取締役や実行本部の構成員ではなく、単に取締役会を構成する取締役に過ぎなかつた。

このように、被告 O | は、その役職こそ酸化チタン営業本部長付きとなつてゐたが、実際には、その主な担当業務は、米国の農薬事

業の売却交渉であり、酸化チタン事業と全く関連がない事務系の業務を担当していた。

(b) フェロシルト等に関する認識

被告〇|が、平成11年1月29日の取締役会当時フェロシルト等について認識していた事情は、被告Y|と同じく次のとおりであった。

- ① 前記(2)ア(イ)a(b)①及び②(159頁)に同じ。
- ② 前記(2)ア(イ)b(b)②及び③(162頁)に同じ。

(c) 檜計

被告〇|は、社長の被告A|の特命を受けて、主として米国での農薬事業の売却交渉等を主に担当していたのであるから、平成11年1月の取締役会当時、住友大阪セメントから総クロム量が多いことを理由に脱塩アイアンクレーの受入れを断られたことを知つたとしても、フェロシルトが将来搬出されることにより、重金属等による環境汚染を生じさせることまで予見し得たということはできない。

また、被告〇|が、米国農薬事業の売却交渉等を主に担当しており、フェロシルトを含む国内の状況を把握しているとは言い難いことからすれば、平成11年1月29日の取締役会当時、フェロシルトが試作品であり、フェロシルトの生産によって、産業廃棄物処理のコストの削減ができるとの認識を持っていたとしても、将来、フェロシルトが、QMSから逸脱して搬出されることまで予見し得たとはいうことはできない。また、他に担当取締役の職務執行が違法であることを疑わせる事情も見いだし難い。

(d) まとめ

以上検討したところによれば、被告Y|、被告F|及び被告〇|には、

いずれも平成11年1月の取締役会当時、特にアイアンクレーないしフェロシルトの担当取締役の職務執行が違法であることを疑わせる特段の事情があったとはいえない。

したがって、担当取締役の職務執行が違法であると信頼してもやむを得ないところであるから、担当取締役がフェロシルトの想定される用途に応じた安全性の調査をしたかなどの監視義務を負うことはないといふべきである。

- イ フェロシルト搬出開始時の取締役(被告F|)、被告K|、被告L|)の

責任

フェロシルトの担当取締役及び推進会議の構成員以外のフェロシルト搬出開始時の取締役であった被告F|、被告K|及び被告L|は、平成13年8月当時、フェロシルトがQMS上の手続を完了していない開発未了の製品であり、生産から2年6ヶ月間、四日市工場内に山積みされてきたにもかかわらず、QMS上の搬出検査を経ていない商品であることを認識し、又は、容易に認識し得たか。

(ア) フェロシルトの担当取締役以外の取締役の違う監視義務
フェロシルトの開発、生産、管理、搬出の業務を担当する取締役は、前記【乙事件関係】(1)ア(ア)a(a)(130頁)及び前記(1)ア(ア)a(ないこ(137~140頁))のとおり、四日市工場長及び四日市工場副工場長であったから、フェロシルトの担当取締役ではなく、推進会議本部会構成員でもないその余の取締役は、フェロシルトの開発、生産の業務執行に関する責務を負うものではない。もとより、取締役会を構成するにすぎない取締役といえども、他の取締役を監視する責務自体は免れない。もっとも、原告石原産業は、規模が大きく、生産する製品が多岐にわたっていることから、前記(3)ア(ア)(201頁)のとおり、製品の品質を確保するためにQMSを含む品質マネジメントシステムを設けることと

した。そして、平成13年8月当時のQMSにおいては、品質保証室長が、四日市工場長に対し、四日市工場内における製品の開発、生産、管理、搬出がQMSに沿って実施されているかを報告し、四日市工場長がこれに基づいて品質体制のは是正・改善を行うなどによって、製品の開発、生産を担当する取締役の職務執行に対する監視がされることとなっていた。

したがって、フェロシルトの開発、生産の担当でもなく、推進会議本部会の構成員でもない取締役は、フェロシルトの開発がQMSによって行われていないことを知り得たなど、特に担当取締役の職務執行が違法であることを疑わせる特段の事情が存在しない限り、担当取締役の職務執行が適法であると信頼すれば足り、基本的に担当取締役が本件新規搬出先への搬出に際し、QMSの手続を履行したかなどの監視義務を負うものではない。

(1) 各被告の検討

そこで、以下、各被告について検討する。

a 被告 F3

(a) 被告 F3 の役職と属性

被告 F3 は、平成8年6月から取締役社長室企画管理本部管理部長兼関係会事業管理部長、平成9年6月から常務取締役社長室管理企画本部長兼情報システム部長兼財務本部長付、平成11年11月から常務取締役社長室企画開発本部長、平成12年6月から常務取締役シンガポール社社長、社長室付（特命担当）を務めていた。被告 F3 は、平成13年9月3日の取締役会当時、フェロシルトの担当取締役や推進会議本部会の構成員ではなく、単に取締役会を構成する取締役に過ぎなかつた。

このように被告 F3 は、原告石原産業全体の予算に関わる管理部

門や財務部門を務めた後、酸化チタンを生産するシンガポール工場の担当となつた事務系の取締役であり、四日市工場に関連する部門を担当したことがら、フェロシルトの開発やQMSの知識がほとんどなかつたといえる。

(b) フェロシルト等に関する認識

被告 F3 が、フェロシルトの搬出開始直後の平成13年9月3日の取締役会の当時認識していた事情は、次のとおりであった。
① M2社長から、推進会議の実行テーマとして、産業廃棄物処理のコスト削減、再資源化対策が急務であり、「酸化チタンの生産に伴い不可避免に発生するアイアンクレー、フェロシルト等の処理コストが急増している。酸化チタン事業の存続を図る上で本問題への対応が極めて重要であることから、四日市工場を中心に対応策の策定を行う。」との報告があつた。

② フェロシルトは、平成11年1月から生産が開始され、その後、長いものでは2年6か月間、四日市工場内に約30万トンも山積みされていた。

(c) 検討

被告 F3 は、フェロシルトが平成11年1月から生産が開始され、四日市工場内に堆積されていることを知つており、M2社長から、平成13年9月の上記取締役会において、産業廃棄物の処理コスト削減等の問題への対応が極めて重要であり、四日市工場が対応策の策定を行うとの報告を受けていた。しかし、被告 F3 は、フェロシルトの開発やQMSと関係の極めて薄い業務を担当し、推進会議の構成員でもなく、そもそも、フェロシルトの搬出先が中部国際空港ではなく本件新規搬出先へ変更されたことすら認識していなかつた。

なお、平成11年1月からのフェロシルトの生産は、前記(1)イ(i)

c (142頁) のとおり、QMSの「現場試作による企業化検討」という段階の一環としてQMSに沿うものであったから、この点に関する被告F3の認識は問題とならない。

確かに、M2社長は、平成13年9月の取締役会における報告において、「フェロシルトの処理コスト」という表現を使用した。しかし、これは「アイアンクレー、フェロシルト等の処理コスト」というように産業廃棄物であるアイアンクレーと並んで挙げられたもので、フェロシルトのみの処理費用を特に取り上げられたものでもなかつた。被告F3は、四日市事業所や四日市工場に関わる部門を担当したことがなかつたのであるから、M2社長の上記報告から、フェロシルトが取引価値のない廃棄物であるとか、QMSの開発が完了していないなどと認識し得たということはできない。

以上によれば、被告F3が、平成13年9月3日の取締役会当時、フェロシルトの本件新規搬出先への搬出がQMSに沿っていないことを知り得たといふことはできない。また、他にフェロシルトの担当取締役の職務執行が違法であることを疑わせる特段の事情も見いだし難い。

b 被告K4

(a) 被告K4の役職と属性

被告K4は、前記(2)ア(イ)g(a)(172頁)のとおり、平成8年6月から、取締役開発研究本部技術研究所所長等を務めていたが、平成11年6月に取締役を退任し、平成13年6月から取締役社長室有機企画開発本部副本部長を務め、プラント建設を担当していた。

被告K4は、実行本部の本部委員であったが、平成13年9月3日の取締役会当時、フェロシルトの担当取締役や推進会議本部会の構成員ではなく、単に取締役会を構成する取締役に過ぎなかつた。

このように被告K4は、技術系の取締役であり、実行本部の本部委員であった。しかし、被告K4の担当はプラント建設であり、その業務に必要な限りにおいてQMSの内容を知つていれば足りる立場にあつた。

(b) フェロシルト等に関する認識

被告K4が、平成13年9月3日の取締役会の当時認識していた事情は、被告F3と同じく、前記a(b)①、②(209頁)のとおりであつた。

(c) 檢討

被告K4は、フェロシルトが平成11年1月から生産が開始され、四日市工場内に堆積されていることを知っており、M2社長から、平成13年9月3日の上記取締役会において、産業廃棄物の処理コスト削減等の問題への対応が極めて重要であり、四日市工場が対応策の策定を行うとの報告を受けている。しかし、被告K4は、技術系の取締役であり、実行本部の本部委員であつたけれども、その担当はプラント建設であつて、酸化チタンの産業廃棄物やQMSについては必ずしも詳しいわけではなかつた。しかも、実行本部は約2年前(平成11年1月)に解散され、その後、フェロシルトの開発等の産業廃棄物の再資源化業務は被告S3が室長を務める生産構造再構築推進室等に移された。被告K4が実行本部の構成員であつたことに基づいて、フェロシルトについて得ることのできた情報は、試験生産が開始され、遮水材、培養土等の用具開發が実施されるという程度であつた。

したがつて、そのような被告K4が、フェロシルトの搬出先が中部国際空港ではなく本件新規搬出先へ変更されたことすら認識していなかつたのもやむを得ない(なお、平成11年1月からのフェロ

シルトの生産は、前記1)イ(イ)c（142頁）のとおりQMSに沿うものであったから、この点に関する被告K4の認識は問題にならないといふべきである。）。

確かに、M12社長は、平成13年9月3日の取締役会における報告において、「フェロシルトの処理コスト」という表現を使用した。しかし、主にプラント建設を担当し、実行本部の解消後、産業廃棄物の再利用等の関わりが一切なくなつて久しい被告K4にとって、「フェロシルトの処理コスト」という表現が一部説明に含まれていたとしても、その文言に着目した上で、フェロシルトが取引価値のない廃棄物であり、QMSの開発が完了していないことを認識し得たというのは酷とすべきである。

以上によれば、被告K4が、平成13年9月3日の取締役会当時、フェロシルトの本件新規搬出先への搬出がQMSに沿っていないことを知り得たということはできない。また、他に担当取締役の職務執行が違法であることを疑わせる特段の事情も見いだし難い。

c 被告K1

(a) 被告K1の役職と属性

被告K1は、平成9年6月から取締役バイオサイエンス営業企画本部商品開発部長、平成10年6月から社長室開発企画本部中央研究所副所長兼新農薬開発・商品化推進本部副本部長を兼任した後、平成11年6月に取締役を退任し、平成13年6月から取締役バイオサイエンス営業企画本部本部長代行を務め、主に有機部門を担当する技術系の取締役であった。被告K1は、平成13年9月3日の取締役会当時、フェロシルトの担当取締役や推進会議本部会の構成員ではなく、単に取締役会を構成する取締役に過ぎなかつた。

このように被告K1は、技術系の取締役であったが、主に有機系

事業、中でもバイオサイエンス関係の開発を担当していた。したがって、有機系事業の開発担当として、新製品の開発に適用されるQMSに関する知識が必要である。しかし、前記1)イ(イ)b(a)（204頁）のとおり、有機系事業と無機系事業とはその取扱対象が大幅に異なつていた。被告K1が、有機系のバイオサイエンスの研究開発を担当する技術系の取締役であったところからすると、無機系事業の酸化チタン、ましてや産業廃棄物の再利用等の研究開発に通じているということはできない。

(b) フェロシルトに関する認識
被告K1が、フェロシルトの搬出開始直後の平成13年9月3日の取締役会の当時認識していた事情は、被告K1と同じく、前記a(b)①、②（209頁）のとおりであった。

(c) 検討
被告K1は、フェロシルトが平成11年1月から生産が開始され、四日市工場内に堆積されていることを知っており、M2社長から、平成13年9月3日の上記取締役会において、産業廃棄物の処理コスト削減等の問題への対応が極めて重要であり、四日市工場が対応策の策定を行うとの報告を受けている。しかし、被告K1は、バイオサイエンスという無機系事業である酸化チタンの産業廃棄物の再利用に関する開発とは関連のない部門を担当しており、フェロシルトの開発がQMSに沿つているかについて業務上知る機会もなかつた。そのような被告K1が、技術系の取締役であつたとしても、フェロシルトの搬出先が中部国際空港ではなく本件新規搬出先へ変更されたことすら認識していなかったのはやむを得ない（なお、平成11年1月からのフェロシルトの生産は、前記1)イ(イ)c（142頁）のとおり、QMSに沿うものであつたから、この点に関する被告

Kの認識は問題にならないといふべきである。)

M2社長は、平成13年9月3日の取締役会における報告において、「フェロシルトの処理コスト」という表現を使用した。しかし、これは「アイアンクレー、フェロシルト等の処理コスト」というように産業廃棄物であるアイアンクレーと並んで挙げられたもので、フェロシルトのみの処理費用を特に取り上げられたものでなかつた。被告Kが、技術系の取締役であつたとしても、実行本部や推進会議の構成員でもなく、酸化チタンの産業廃棄物の再利用等との関わりは全くなかつたから、M2社長の上記報告から、フェロシルトが取引価値のない廃棄物であり、QMSの開発が完了していなことを認識し得たといふのは困難である。

以上によれば、被告Kが、平成13年9月3日の取締役会当時、フェロシルトの本件新規搬出先への搬出がQMSに沿つてないことを知り得たといふことはできない。また、他にフェロシルトの担当取締役の職務執行が違法であることを疑わせる特段の事情も見いだし難い。

- (ウ) まとめ
以上検討したことによれば、被告F3、被告K4及び被告Kには、いずれも平成13年9月3日の取締役会当時、特に担当取締役の職務執行が違法であることを疑わせる特段の事情があつたといえないのであるから、担当取締役の職務執行が適法であると信頼すれば足り、担当取締役が本件新規搬出先への搬出に際し、QMSの手続を履行したかなどの監視義務を負つていたといふことはできない。
- (4) 爭点(4)(損害との相当因果関係)について
前記1ないし(3)に関する各義務違反行為と、原告石原産業にフェロシルト回収費用等の損害が発生したこととの間に相当因果関係があるか。

ア 義務違反行為

(ア) O2

大平は、前記2イ(イ)c(c)（188頁）のとおり、推進会議本部会の構成員として、平成13年8月6日推進会議本部会の当時、本件新規搬出先の用途との関係において、QMSがどのように運用されていたのかを確認すべき義務を負つていた。にもかかわらず、O2は、これらを調査、確認せずに、フェロシルトの開発、生産、管理、搬出がQMSのもとでされていると信じたことには過失があつたといふべきである。

(イ) 被告T1

被告T1は、前記1イ(イ)d（148頁）のとおり、フェロシルト生産、管理、搬出を担当する取締役として、平成13年8月6日推進会議本部会の当時、フェロシルトについて、石材採掘埋立材、ゴルフ場整地用、ゴルフ場調整池埋立用、茶烟造就用としての開発がQMSに沿つて完了したのかを調査、確認すべき義務を負つていた。また、被告T1は、前記2イ(イ)e(c)（191頁）のとおり、推進会議本部会構成員として、平成13年8月6日推進会議本部会の当時、本件新規搬出先の用途との関係において、QMSがどのように運用されていたのかを確認すべき義務を負つていた。にもかかわらず、被告T1は、これらを調査、確認せずに、フェロシルトの開発、生産、管理、搬出がQMSのもとでされていると信じたことには過失があつたといふべきである。

イ 原告石原産業の損害発生に至る経緯
(カ) M2社長は、フェロシルトの担当取締役であった被告T1及び被告S3に対し、平成13年8月6午後の推進会議本部会において、本件新規搬出先へのフェロシルトの搬出作業を早急に実施するようになると述べた。被告S3を発議者、被告T1を発議管掌上位者として、同月8日，本件新規搬出先へフェロシルトを搬出する費用の支出に係る本件稟議

が発議され、推進会議本部会構成員による合議を経て、M2社長によつて、本件裏議が決裁された。

平成13年8月中旬以降、本件新規搬出先へのフェロシリートの搬出が開始された。被告S3は、フェロシリートの搬出費用について、本件裏議によって予算の枠が確定していたことから、本件新規搬出先以外の搬出について四日市工場長の決裁を取ることなく、原告石原産業と石原テクノ間の売買契約、石原テクノと搬出業者間の売買契約、原告石原産業と搬出業者との運搬費等を支払う契約を締結し、搬出した。そして、平成17年4月までの間に、原告石原産業から、フェロシリート合計約72万トンが搬出され、埋設された。

原告石原産業は、平成17年6月に岐阜県、三重県からフェロシリートの回収命令が出されたことにより、上記約72万トンのフェロシリート及びその周辺の土壤の合計約160万トンについて、遅くとも平成22年12月末までに、485億8400万円の費用をかけて回収した。

(1) 他方、フェロシリートについて、平成11年3月30日、平成13年4月12日、同年6月11日に採取された分については、三重県環境保全事業団による検査が行われたが、土壤環境基準値を超えるフェロシリートは検出されなかつた。

しかし、同年7月12日に採取されたフェロシリートから土壤環境基準値を超える六価クロムが検出されている。また、石原ケミカル技術部長のM4によって、同年8月下旬に実施された六価クロムの溶出試験においても、土壤環境基準値を超える六価クロムが検出された。

さらに、同年10月26日に加茂カントリークラブに埋設されたフェロシリートから、土壤環境基準値を超える六価クロムが検出され、石原ケミカル技術副部長のN1によって、同年12月に実施されたフェロシリート中の六価クロムの還元実験においても、土壤環境基準値を超える六価

クロムが検出された。

以上によれば、平成13年7月12日以降に生産されたフェロシリートは、生産直後から土壤環境基準値を超える六価クロムを含むものであつたといえる。また、平成13年7月12日より前に生産されたフェロシリートについても、時間の経過等により酸化が進むことによつて、結果的に土壤環境基準値を超える六価クロムを含有していたことになつた。

ウ 検討

(ア) 前記損害を生じさせた根本的な原因

原告石原産業に前記損害をもたらした根本的な原因是、被告S3が、フェロシリートに土壤環境基準値を超える六価クロムが含まれることを知りながら、これを上司である四日市工場長の被告T1を初めとする他の取締役らに隠したまま、平成13年8月中旬から平成17年4月まで、フェロシリートを搬出し続けたことにある。

これを可能にしたのは、四日市工場においてQMSに基づく厳格な品質保証体制を設けておきながら、QMSの実施を監視すべき品質保証室長とQMSに基づいて製品を生産する側の副工場長が同一人物である被告S3であったことなど、品質保証体制が実効的に機能していなかつたことによる。

また、フェロシリートの開発、生産の実務に当たった石原ケミカルの従業員にはフェロシリートに土壤環境基準値を超える六価クロムが含まれることを知っていた者もいた。ところが、当時、石原ケミカルにおいては、代表取締役専務であった被告S3が実質的に支配していたために、石原ケミカルの代表取締役社長や代表取締役会長による監視機能が働いていなかった。石原ケミカルの従業員は、被告S3の上に社長や会長が存在したにもかかわらず、被告S3を恐れて、土壤環境基準値を超える六価クロムがフェロシリートに含まれている事実を被告S3の上司に報告する

ことができなかつたのである。これが、被告 S3 による長期間のフェロシルトの搬出を可能にし、親会社である原告石原産業に巨額の損害を与えた結果を招いた一番の原因であったといえる。

(ア) 結論

以上のほか、O2 及び被告 T1 の上記義務違反の内容や程度、担当取締役を外れた時期、取締役自体を退任した時期等（別紙「取締役在任期間等」参照）、本件に現れた一切の事情を総合して検討するならば、被告 T1 及び O2 の善管注意義務違反と因果関係が認められる損害は、次のようにあると認められるのが相当である。

O2

a 本件損害 485 億 8400 万円の 20% 相当額 97 億 1680 万円

b 被告 T1

本件損害 485 億 8400 万円の 50% 相当額 242 億 9200 万円

c 被告 O3 及び被告 T1 の主張について

被告 O3 ら及び被告 T1 は、平成 13 年 8 月 6 日当時、被告 T1 が、本件新規搬出先へのフェロシルトの搬出が QMS に沿っているか否かを調査、確認したとしても、被告 S3 が、本件新規搬出先への搬出が QMS に沿っているかのような偽装工作を実施し、フェロシルトから土壤環境基準値を超える六価クロムが検出されたことを隠ぺいしたことにより、結果的に本件新規搬出先への搬出を阻止することはできなかったから、O2 及び被告 T1 の上記義務違反行為と上記損害の発生との間には相当因果関係があるとはいえないとして主張する。

しかし、被告 T1 が、平成 13 年 8 月 6 日以降、本件新規搬出先への搬出が QMS に沿っているか否かを調査、確認すれば、本件新規搬出先の用途に応じた開発計画書の作成がされていないことなどから、QMS に沿つた開発手続がとられていないことが明らかになる。そうすると、本件新規

搬出先への開発手続が改めて実施され、試作品の性能を確認し、品質規格案をとりまとめて開発完了報告をするために（25 頁）、六価クロムの溶出試験を含むフェロシルトの品質検査が行われる。これによつて、フェロシルトに土壤環境基準値を超える六価クロムが含有されていることが明るみに出る可能性は十分にあつた。

したがつて、O2 及び被告 T1 の上記義務違反行為と原告石原産業との回収費用等相当額の損害発生との間の相当因果関係が否定されることなく、被告 O2 ら及び被告 T1 の上記主張を採用することはできない。

(5) 爭点(5)（産業廃棄物の不法投棄に関する監視義務〔調査義務〕違反）について

ア 平成 13 年 4 月 27 日当時の取締役（被告 A1、被告 S6、被告 H1、O2、被告 K2、被告 F3、被告 F2、被告 T1、被告 H1）

上記取締役会に出席した取締役は、中部国際空港にフェロシルトを搬出する際に 8 億 3600 万円の搬出費用を計上し、フェロシルトについて、その市場価値（上記取締役会当時は不明であった。）を上回る費用を支払つて搬出することを認識したから、フェロシルトの搬出の適法性について調査すべき義務を負っていたか（調査を行えば、フェロシルトが産業廃棄物に該当することを容易に認識することができたか。）。

(ア) フェロシルト搬出の適法性を調査すべき義務を基礎づける事情

a 平成 13 年 4 月 27 日取締役会の決議の意味

上記取締役会において、平成 12 年度決算の特別処理として、平成 13 年 3 月末時点におけるフェロシルトの在庫分 27 万 8939 トンについて、搬出費用 8 億 3600 万円（トン当たり 3000 円）の引当計上を酸化チタンの売上原価で実施することを承認する旨が決議された。この決議は、フェロシルトの搬出費用の決算処理に関するものであり、フェロシルトを中部国際空港事業の海上埋立用土砂として平

成13年9月から搬出すること自体を承認したものではない。しかし、上記決議がなされなければ、フェロシルトを平成13年9月から中部国際空港へ搬出する費用を支出することができない。したがって、上記決議をしないことにより、事実上、搬出を阻止するものが可能であったといえる。そして、上記決議は決算処理に関するものであるが、平成13年4月27日取締役会に出席した取締役としては、フェロシルトの搬出が違法行為に抵触する疑いがあることを認識していたならば、上記搬出の適法性についても調査すべき義務を負うという関係にある。

b 搬出費用の検討可能性

しかも、フェロシルトは、もともと産業廃棄物であったアイアンクリーの処理費用の削減を契機として開発された。このような経緯からすれば、平成13年4月27日取締役会に出席した取締役が、フェロシルトの搬出が廃棄物処理法に抵触しないかの検討を想起するのはさほど困難なことではなかったといべきである。

c 「廃棄物」とその該当性

廃棄物処理法所定の「廃棄物」に該当するかどうかは、当該物が、自ら利用し又は他人に無償で譲渡することができますができないために、事業者にとって不要になった物であるかどうかにより判断されるべきである。この点は、その物の性状、排出の状況、通常の取扱形態、取引価値の有無及び事業者の意思等を総合的に勘査して決すべきことになる（最高裁平成11年3月10日決定・刑集5・3巻3号339頁参照）。

本件では、原告石原産業が、中部国際空港株式会社に対し、フェロシルトを売却するに際し、その搬出費用を負担することとされた。それが「廃棄物」の不法投棄等、廃棄物処理法に違反するか否かは、原告石原産業が、中部国際空港株式会社に対し、フェロシルトを売却す

る形式をとり、同社から代金の支払を受けるものの、その代金を上回る金員を搬出費用の名目で支払い、実質的にフェロシルトの処理費用を負担しているなど、フェロシルトに取引価値がないといえるかどうかに関わってくるものと考えられる。

そして、フェロシルトの中部国際空港への搬出が最終的に廃棄物処理法違反であるかどうかの判断は、法律的な知識を基に諸事情を総合的に考慮して判断して決せられる。これを取締役のみで判断することは实际上困難であり、環境省や地方自治体等の規制当局への照会等により、フェロシルトが「廃棄物」に該当するかどうかを決するほかない。

d 平成13年4月27日取締役会の説明
上記取締役会当時、客観的には、中部国際空港株式会社からフェロシルトの受入れを既に断っていた（102頁）。そうであるならば、本来、中部国際空港にフェロシルトを搬出する費用を支払う必要はないく、搬出費用の計上に関する決算処理も不要であるはずである。ところが、上記取締役会においては、フェロシルトが平成13年9月から中部国際空港に搬出されることが確定し、搬出費用としてトン当たり3000円がかかるという虚偽の議案の説明がされた。しかし、中部国際空港からフェロシルトの受入れを断られたとの事実は、上記取締役会当時、被告53によって隠ぺりされ、取締役ら全員に知らされていなかつた。実際、これを見破るのも困難であった。そのため、上記取締役会に出席した取締役としては、上記虚偽の説明を前提とするほかなかつたのである。

(1) 平成13年4月27日取締役会に出席した取締役の負う注意義務
以上によれば、平成13年4月27日取締役会に出席した取締役は、平成12年度決算の特別処理の議案の審議に際し、原告石原産業が中部国際空港株式会社に対し、フェロシルトの売却代金を上回る搬出費用を

支払い、実質的に原告石原産業がフェロシルトの処理費用を負担しているなど、フェロシルトに取引価値がなく、「廃棄物」に該当し得る事情を認識し、認識し得た場合には、その搬出が廃棄物処理法に違反しないかの調査を担当部署に実施させるべき義務を負っていたというべきである。

(カ) 各被告の検討

以下、各被告について検討する。

a 被告：A1

(a) 役職及び属性

被告 A1 は、前記(2)イ(イ)a(a) (183頁) のどおり、平成13年4月当時、代表取締役会長であり、代表取締役社長として実行本部のR会議に出席したこともあった。しかし、前記(2)ア(イ)a(a) (158頁) 及び前記(2)イ(イ)a(a) (183頁) のどおり、原告石原産業の規模の大きさやその取り扱う事業内容が広範にわたっていること、被告 A1 は長年にわたりって代表取締役社長を務め、その間、四日市工場に直接関連する業務は担当していなかったこと、実行本部が平成11年11月に解消されてから1年以上経過していたことからすれば、一部門にしかすぎない四日市工場の酸化チタンの産業廃棄物の再利用等の詳細について把握することは困難であったといふべきである。

(b) フェロシルトの廃棄物性に関する認識した事情

被告 A1 が、平成13年4月27日取締役会までに認識していた事情は、次のとおりであった。

- ① 丙事件(2)ア(イ)a(b)① (159頁) と同じ。
- ② フェロシルトの搬出費用がトン当たり3000円かかる。

(c) 検討

平成13年4月27日取締役会において、フェロシルトの搬出費用がトン当たり3000円であることが報告されたが、フェロシルトの売却代金や上記搬出費用を支払う相手が誰であるかの説明はなかった。そうすると、被告 A1 は、上記取締役会の説明によつて、四日市工場から中部国際空港までのフェロシルトの運送を担当する石原物流ないしそ他の業者に対し、トン当たり3000円を支払うものと理解するのが通常であるといえる。

また、被告 A1 が、四日市工場の酸化チタンの産業廃棄物の再利用等の詳細について今まで把握していないことからすれば、フェロシルトの売却代金が上記搬出費用を下回るのかを予測することさえ困難であったというべきである。

したがつて、被告 A1 が、上記取締役会の報告から、原告石原産業が中部国際空港株式会社に対して、フェロシルトの売却代金を上回る搬出費用を支払い、実質的にフェロシルトの処分費用を負担するなど、フェロシルトに取引価値がなく、「廃棄物」に該当するこどを認識し得たということはできない。

b 被告 S6 , 被告 K2 , 被告 F3 , 被告 F2 , 被告 H1

(a) 役職と属性

被告 S6 は、平成13年4月当時、代表取締役副社長社長室磁性材料特別推進本部長等、被告 K2 は常務取締役酸化チタン営業本部長、被告 F3 は常務取締役シンガポール社長、被告 F2 は常務取締役財務本部長兼管理本部長、被告 H1 は代表取締役副社長、社長補佐、有機部門管掌等を務めており、前記(2)ア(イ)c(a) (163頁), 同イ(イ)b(a) (186頁), 同d(a) (189頁), 同f(a) (193頁), 前記(3)イ(イ)a(a) (208頁) のどおり、その担当する業務はいずれも酸化チタンの産業廃棄物の再利用等との関連性が薄いものであった。したがつて、上記被告らは、酸化チタンの産業廃棄物の再利

用等に関する知識をほとんど有していないかったといえる。

- (b) フェロシルトの廃棄物性に関して認識した事情
上記被告らが、平成13年4月27日取締役会までに認識していた事例は、次のとおりであった。

- ① 丙事件(2)ア(ア) a (b)① (159頁)と同じ。
② 原告石原産業は、中部国際空港に対し、フェロシルトを搬出するに際し、トン当たり3000円の搬出費用を酸化チタンの売上原価として計上する。すなわち、フェロシルトは、その売価は未定であるが、搬出費用としてトン当たり3000円がかかる。
③ フェロシルトは、平成11年1月から生産を開始してから上記取締役会当時まで約2年3か月が経過しており、その間の堆積量は約30万トンであった。
④ 原告石原産業の課題と目的は、アイアンクレーをフェロシルトに切り替えることにより、産業廃棄物としてのアイアンクレーの処理費用を削減することにあった。フェロシルト単体の取引で損失を出したとしても、それがアイアンクレー全体の処理費用よりも安ければよかつた。

(c) 檢討

上記被告らは、たとえ、フェロシルトの搬出費用(トン当たり3000円)が売却代金を上回っても、アイアンクレーの処理費用が削減できればそれでよいと認識していた。その際、上記被告らが念頭に置いていたのは、被告A1と同様(222頁)、フェロシルトの運送を担当する石原物流等に対し搬出費用を支払い、他方、フェロシルトの売却については、中部国際空港株式会社との間で相応の対価で売買されるということであった。そして、上記被告らは、フェロシルトの売却代金がトン当たり1000円など搬出費用を下

回り、その限りでは損失を生じさせたとしても、その損失額(トン当たり2000円)がアイアンクレーの処理費用よりも安くなければ、結果として、酸化チタンのから生じる産業廃棄物の処理費用の削減になると考えていたのである。

上記被告らのこのような考えは、原告石原産業と中部国際空港株式会社との間ににおいてはフェロシルトに取引価値があることを前提としている。したがって、上記被告らがフェロシルトに取引価値がないことを認識し得たということにはならない。

確かに、フェロシルトは、平成11年1月の生産開始から平成13年4月までの約2年3か月間、四日市工場内において、約30万トンも野積みにされたままであった。しかし、これは、フェロシルトが中部国際空港の海上用埋立材として用いられることが確定したときのために堆積していたものであり、取締役らに対しても、その趣旨の説明がされ(89頁、93頁)、そのような搬出がほぼ確実なものと認識されてきた。そうすると、上記被告らが、このことから、フェロシルトが他人に有償で譲渡することができない不要物であり、取引価値がないものであることを認識し得たといふこともできない。

以上によれば、上記被告らは、平成13年4月27日取締役会当時、原告石原産業が中部国際空港株式会社に対して、フェロシルトの売却代金を上回る搬出費用を支払い、実質的にフェロシルトの処分費用を負担するなど、フェロシルトに取引価値がなく、「廃棄物」に該当することを認識し得たということはできない。

c 被告 M1

- (a) 役職と属性
被告M1は、平成13年4月当時、社長室無機企画開発本部長等

を務めていたほか、前記(2)ア(イ)d(a)（165頁）のとおり、四日市工場長や四日市事業所長を務めており、技術系の取締役であった。したがって、被告M1は、酸化チタンの産業廃棄物の再利用等に関して相当程度詳しい知識を有していたといえる。

(b) フエロシルトの廃棄物性に関する認識した事情

被告M1が、平成13年4月27日取締役会までに認識していた事情は、被告S6らと同じく次のとおりであった。

① 丙事件(2)ア(イ)a(b)①（159頁）に同じ。

② 前記b(i)②～④（224頁）に同じ。

(c) 検討

被告M1も、フエロシルトの搬出費用（トン当たり3000円）が売却代金を上回っても、アイアンクレーの処理費用が削減できればよいと認識していた。もっとも、被告M1は、四日市工場長等を経験していたから、酸化チタンの産業廃棄物の再利用についてはそれなりに詳しい知識を有していたといえる。しかし、当時、フエロシルトの搬出費用の支払先が中部国際空港株式会社であるとの認識があったかというと、そのような事情はうかがわれない。したがって、被告M1も、被告S3らと同様（224頁）、フエロシルトの運送を担当する石原物流等に対し搬出費用を支払い、フエロシルトの売却については、中部国際空港株式会社との間で相応の対価で売買されることを念頭に置いていたと認めるのが自然である。すなわち、フエロシルトの売却代金が搬出費用を下回り、その限りでは損失を生じさせたとしても、その損失額がアイアンクレーの処理費用より安くなければ、結果として、酸化チタンから生じる産業廃棄物の処理費用の削減になると考えていた。それは、原告石原産業と中部国際空港株式会社との間ではフエロシルトに取引価値があること

とを前提としており、被告M1がこのように考えていたからといて、フエロシルトに取引価値がないことを認識し得たということにはならないのは、前同様（225頁）である。

確かに、フエロシルトは、平成11年1月の生産開始から約2年3か月間も、四日市工場内において、約30万トンが野積みにされたままであった。しかし、これは、フエロシルトが中部国際空港の海上用埋立材として用いられることが確定したときのためには堆積していたものであり、取締役らに対しても、その趣旨の説明がされ（89頁、93頁），そのような搬出がほぼ確実なものと認識され得たのである。被告M1が四日市工場長等としてフエロシルトの取引価値がないことを特に知っていたと認めるに足りる事情はうかがわれない。

そうすると、被告M1らが、このことから、フエロシルトが他人に有償で譲渡することはできない不要物であり、取引価値がないものであることを認識し得たということはできない。

以上によれば、被告M1は、平成13年4月27日取締役会当時、原告石原産業が中部国際空港株式会社に対して、フエロシルトの売却代金を上回る搬出費用を支払い、実質的にフエロシルトの処理費用を負担するなど、フエロシルトの取引価値がなく、「廃棄物」に該当することを認識し得たということはできない。

d :02. 被告T1

(a) 役職と属性

O1及び被告T1は、前記1)ア(イ)a及びb（137頁以下）のとおり、四日市工場長としてフエロシルトの開発、生産を担当する取締役であったから、事務系の取締役であったとしても、酸化チタンの産業廃棄物の処理に関する知識を有しておくべき立場にあつた

といえる。

(b) フエロシルトの廃棄物性に関する認識した事情

〇2及び被告T1が、平成13年4月27日取締役会までに認識していた事情は、被告S6らと同じく次のとおりであった。

- ① 丙事件(2)ア(ウ)a(b)① (159頁)と同じ。
- ② 前記b(b)②ないし④ (224頁)と同じ。

(c) 検討

〇2及び被告T1は、四日市工場長としてフェロシルトの開発、生産を担当する取締役であり、産業廃棄物の再利用等について知つておくべき立場にあつた。しかし、当時、フェロシルトの搬出費用の支払先が中部国際空港株式会社であるとの認識があつたかといふと、そのような事情はつかがわれない。したがつて、〇2及び被告T1も、被告S6ら(224頁)と同様、フェロシルトの運送を担当する石原物流等に対し搬出費用を支払い、フェロシルトの売却については、中部国際空港株式会社との間で相応の対価で売買されることを念頭に置いていたと考えるのが自然である。

もつとも、〇2及び被告T1は、四日市工場長としてフェロシルトの開発、生産を担当する取締役であるから、搬出費用よりもフェロシルトの売却代金が下回り、フェロシルト単体の取引では損失を出す可能性があることを認識し得た。そうであるとしても、前記(5)ア(ウ)b(c) (224頁)のとおり、その損失額がアイアンクレーの処理費用よりも安くなれば、結果として酸化チタンから生じる産業廃棄物の処理費用の削減になると考えていた。したがつて、〇2及び被告T1において、フェロシルトの取引価値がないことを認識し得たということはできない。

確かに、フェロシルトは、平成11年1月の生産開始から約2年

3か月間も、四日市工場内において、約30万トンが野積みにされたままであった。しかし、これは、フェロシルトが中部国際空港の海上用埋立材として用いられることが確定したときのために堆積していたものであり、取締役らに対しても、その趣旨の説明がされ（89頁、93頁）、そのような搬出がほぼ確実なものと認識されてきたのである。②及び被告T1が四日市工場長等としてフェロシルトの取引価値がないことを特に知っていたと認めるに足りる事情はうかがわれない。

以上によれば、C2及び被告T1についても、平成13年4月27日取締役会当時、中部国際空港株式会社からフェロシルトの受入れを断られたことを知らざれていなかつたのであるから、原告石原産業が中部国際空港株式会社に対して、フェロシルトの売却代金を上回る搬出費用を支払い、実質的にフェロシルトの処分費用を負担するなど、フェロシルトの取引価値がなく、「廃棄物」に該当することを認識し得たということはできない。

(エ) まとめ

以上検討したことによれば、被告A1、被告S6、被告M1、被告K2、被告F3、被告F2、被告H1、H2及び被告T1は、いずれも平成13年4月27日の取締役会当時、フェロシルトの搬出が、産業廃棄物処理法に違反する不法投棄に該当するか否かを調査すべき義務を負うということはできない。

イ 平成13年8月6日の推進会議に出席し、又は、同月10日付け稟議書に押印した取締役（被告A1、被告H1、H2、被告K2、被告T1、被告F2、被告S2）

上記推進会議に出席し、又は、同月10日付け稟議書に押印した取締役は、上記推進会議において本件新規搬出先への搬出費用等の説明がさ

れた際、本件新規搬出先へ搬出することの適法性について調査すべき義務を負っていたか（調査を行えば、フェロシルトが産業廃棄物に該当することを容易に認識することができたか。）。

(ア) フェロシルト搬出の適法性を調査すべき義務を基礎づける事情

a 平成13年8月6日推進会議について

(a) 同日午後の推進会議本部会の位置づけ

上記推進会議本部会は、前記(2)イ(ア)d(a)（180頁）のとおり、構成員全員が本件新規搬出先へのフェロシルトの搬出の是非（予算外の費用の支出の是非も含む。）について検討し、これを推進会議本部会として承認するか否かの意思決定する場であった。したがって、推進会議本部会の構成員が、相当の論理をもつてフェロシルトが「廃棄物」に該当し、本件新規搬出先へのフェロシルトの搬出が産業廃棄物処理法違反の問題があるとの意見を述べた場合、本件新規搬出先への搬出を中止することも可能であつたといえる。

(b) 同日午後の推進会議本部会における説明

上記推進会議本部会における被告T1、被告S3及び管理部長のS8による説明（110頁以下）の主な内容は次のとおりであった。

- ① アイアンクレーの再資源化には長期間の調査、検討を要する。
- ② 初期段階に発生するフェロシルトは、上記①の理由から、中部国際空港の海上埋立用土砂として搬出するために備蓄していた。
- ③ 丙事件(2)イ(ウ)a(b)③（184頁）に同じ。
- ④ 上記①ないし③の状況から、中部国際空港以外の本件新規搬出先へ搬出する計画をまとめた。
- ⑤ 原告石原産業は、本件新規搬出先の埋立費用としてトン当たり3000円前後を支払う。

⑥ 本件新規搬出先への搬出は、平成13年から15年までの長期

にわたり、搬出費用の合計は16億2000万円である。

(c) 上記推進会議本部会の説明内容について

上記被告S3らの説明には、次のとおり、廃棄物処理法違反を想起させる不自然な点が含まれていた。

① 費用の名目として「搬出費用」と「埋立費用」が混在することについて、「搬出費用」としている部分と「埋立費用」としている部分どが混在していた。その場合、搬出費用であれば、通常、フェロシルトを搬出先にまで運搬する費用として運送業者に対して支払うものと解される。これに対し、埋立費用であれば、文字どおり、フェロシルトの埋立てに要する費用として、フェロシルトを埋立ての用途で購入した本件新規搬出先の業者に対して支払うものと解することができる。

後者の場合、本件新規搬出先の業者は、原告石原産業に対して壳卸代金を支払うものの、反対に原告石原産業から埋立費用を受領することになる。そして、本件新規搬出先の業者が受領する埋立費用の額が壳卸代金を上回ることになれば、前同様(220頁)，原告石原産業が、売買の形式をとっているものの、実質的にはフェロシルトの処理費用を負担して本件新規搬出先の業者に処分を委託しているとの疑いが強まることになる。

② フェロシルトの壳卸代金等の説明がないこと

フェロシルトの搬出先が中部国際空港から本件新規搬出先へ変更されると、新たに搬出費用として総額16億円余りという多額の支出がかかる点を検討するというのに、本件新規搬出先との売買契約の内容、特に壳卸代金の説明がなかった。中部国際空港への搬出を維持した場合の搬出費用については、フェロシルトの

壳卸代金4億8000万円を差し引いた12億7200万円であるとの説明があつた(114頁)ことと対比すると不自然であり、トン当たり3000円前後の搬出費用が壳卸代金を上回るのではないかとの疑いを回避したことがあがわれる。

③ フェロシルトを有償で処分していると説明されたこと
被告T1が、M2社長からの、酸化チタンの生産コストを減少させる手段の検討は本体の酸化チタンに関する重要事項であり、原告石原産業はしないのかとの質問に対して、フェロシルトについては、「利益が出て販売に結びつく方法がなく、産業廃棄物ではないが、有償の処分が実態である。」と説明した部分があつた。これは、フェロシルトが産業廃棄物に該当することを表面的には否定はしているが、原告石原産業が費用を負担してフェロシルトを処分していると説明したと解することができる。

(d) まとめ
以上のとおり、被告S3らによる説明内容を子細に検討すれば、フェロシルトを搬出するというものの、その実態は、原告石原産業が本件新規搬出先に費用を支払って埋立処分をしてもらうことではないかという疑いを抱かせる。すなわち、それが廃棄物処理法に違反するのではないかとの疑念を抱かせるような不自然なところがあつたと指摘できる。

b 平成13年8月10日付け裏議について
平成13年8月10日付け裏議は、前記第3、1(8)ウイ(116頁)のとおり、M2社長が、平成13年4月27日取締役会で承認された搬出費用を超える費用を支出することについて決裁したものである。裏議書上に押印をしたM2社長以外の被らは決裁権者ではなく、また、本件新規搬出先へ搬出すること自体を決裁したものでもなかつた。

(a) 平成13年8月10日付け稟議書上の押印の意義

参加原告らは、M2社長だけではなく、稟議書上に押印をした被告A1、被告H1、O2、被告K2、被告T1、被告F2及び被告S2も決裁したと主張する。しかし、原告石原産業の稟議規程には、1件10万円ないし100万円以上の予算外支出に関する稟議を決裁するのは社長であると明記されている。上記被告らは、稟議書上に押印したといつても、被告A1は会長欄、被告T1は発議分掌上位者欄、その余の者は合議者欄に押印したにすぎず、決裁欄の可決に押印したM2社長とは明らかに押印した場所が異なる。したがって、上記稟議を決裁したのはM2社長のみであり、被告A1、被告H1、O2、被告K2、被告T1、被告F2及び被告S2が決裁したと評価することはできない。よって、参加原告らの上記主張を採用することはできない。

もつとも、被告T1は、発議分掌上位者として押印しており、これは、被告S3が既に承認済みの搬出費用を超える費用の支出を発議することを上司として承認したとの意味を持つものといえる。これに対し、発議分掌上位者である被告T1が押印せず、被告S3の上記発議を承認しなければ、上記稟議がそもそも合議者に回されるこどもなかつた。

また、被告H1、K2、被告F2及び被告S2は、合議者として特に何の意見を記載しないまま押印しているが、これは、稟議事項である搬出費用の支出について、M2社長が決裁する前に、それぞれ担当する業務から得た知識、経験に照らし、被告S3の発議どおりにM2社長が決裁することを了承する旨の意見を述べたという意味合いを持つ。他方、合議者が決裁に反対する旨の意見を記載した場合、M2社長がこれを無視してそのまま決裁するこ

とは難しかったといえる。そうすると、発議分掌上位者の被告 T₁ や合議者である被告らが、それぞれ裏議書に押印するに当たるにあたっては、被告 A₁ が押印したのは合議者欄とは別に設けられた会長欄である。原告石原産業の裏議規程において、裏議に当たつて会長欄が果たす役割は何ら定められていない。被告 A₁ が押印したのは、M₂ 社長の決裁した後であつたことからすれば、上記押印の意味合いは、M₂ 社長が決裁したことを事後に確認したにすぎなかつたといふべきである。

(b) 平成 13 年 8 月 10 日付け裏議の内容
上記裏議の対象は、平成 13 年 4 月 27 日取締役会で承認された搬出費用を超える費用を支出することであり、本件新規搬出先へ搬出すること自体を決裁の対象とするものではない。

しかし、上記決裁がされなければ、平成 13 年 4 月 27 日取締役会で決議された範囲内において、本件新規搬出先への搬出費用に転用することは可能であるにしても、搬出費用全額を賄うことはできない。したがつて、上記決裁をしなければ、事実上、本件新規搬出先への搬出を阻止することが可能であった。

(c) まとめ
このように平成 13 年 8 月 10 日付け裏議は、M₂ 社長において平成 13 年 4 月 27 日取締役会で承認された搬出費用を超える費用を支出することについて決裁したものである。しかし、上記のとおり、発議分掌上位者である被告 T₁ 及び合議者の被告 H₁、O₂、

被告 K₂ 被告 T₂ 及び被告 S₂ が、それぞれの押印に際し、相手の論拠に基づいて、フェロシルトが「廃棄物」に該当し、本件新規搬出先へ搬出することは産業廃棄物処理法に違反するとの意見を述べた場合には、本件新規搬出先への搬出が中止される可能性があつたといえる。

(1) 推進会議本部会構成員の負う注意義務

以上によれば、推進会議本部会の構成員は、平成 13 年 8 月 6 日午後の推進会議本部会において本件新規搬出先へ搬出するとの意思決定をするに際し、又は、平成 13 年 8 月 10 日付け裏議書に合議者若しくは発議分掌上位者(被告 A₁)が除かれるることは前記(5)イア(b)(a)[2 3 3 頁]のとおりである。)として押印するに当たり、原告石原産業が本件新規搬出先に対しフェロシルトの売却金を上回る埋立費用を支払うなど、実質的に原告石原産業がフェロシルトの処理費用を負担するものであり、フェロシルトに取引価値がなく、「廃棄物」に対することを認識し、認識し得た場合には、本件新規搬出先へ搬出することが産業廃棄物処理法に違反しないかを調査し、又は、担当部署に調査をさせるべき義務を負うものというべきである。

(2) 各被告の検討

そこで、各被告について検討する。

a 被告 A₁

(a) 役職と属性

被告 A₁ は、平成 13 年 8 月当時、代表取締役会長であり、推進会議本部会の構成員であった。また、代表取締役社長として実行本部の構成員でもあった。しかし、前記(2)ア(7)a(a)(1 5 8 頁)のとおり、原告石原産業はその事業規模が大きく、取り扱う業務内容も広範にわたつていた。被告 A₁ は、長年にわたりて代表取締役社長

を務めていたが、その間、四日市工場に直接関連する業務を担当していました。しかしながら、被告 A1 が実行本部の構成員であつたことに基づいて得ることのできた情報は、前記(2)イ(ア)a (a) (183 頁) のとおり、フェロシルトの試験生産が開始され、遮水材、培養土等の用途開発が実施されているという程度である。しかも、推進会議は同年 6 月下旬に設置が決まり、活動が始まったばかりであった。

これによれば、被告 A1 が、一部門にしかすぎない四日市工場の酸化チタンの産業廃棄物の再利用等の業務のその当時の詳細について把握することは困難であったといふべきである。

(b) 廃棄物性について認識した事情

被告 A1 が、平成 13 年 8 月 6 日午後の推進会議本部会までに認識した事情は、次のとおりであった。

① 平成 13 年 4 月 27 日取締役会において、フェロシルトが中部国際空港へ平成 13 年 9 月から搬出することが確定した旨の報告があつた。

② 前記(5)イ(ア)a (b)①ないし⑥ (230 頁) に同じ。

(c) 檢討

被告 A1 は、平成 13 年 8 月 6 日午後の推進会議本部会の当時、酸化チタンの産業廃棄物の再利用等の業務の詳細について把握しておらず、前記(2)イ(ア)a (c) (185 頁) のとおり、中部国際空港株式会社からフェロシルトの受け入れを断られたこと自体も知られていなかつた。そして、被告 A1 は、上記推進会議本部会において初めて、被告 S3 から中部国際空港への搬出時期が遅れやその使用量が半減したと聞かされたのであり、その真偽を検討する時間的余裕もなかつたといえる。したがつて、被告 A1 が、被告 S3 の

説明を信じ、本件新規搬出先への搬出に方針転換するか否かが主要な検討対象になると思つたのもやむを得ないといふべきである。

このような被告 A1 の認識を前提とすると、被告 A1 の関心事は、前記(2)イ(ア)a (c) (185 頁) のとおり、専らフェロシルトの搬出にかかるコスト面にあり、被告 S3 らの説明において、フェロシルトの取引価値がないことを疑わせる埋立費用という語が用いられたり、本件新規搬出先への売却代金が明らかにされなかつたり、フェロシルトは有償の処分が実態であるとの発言がされたことに注意を払うことができなかつたのも無理からぬところがある。

したがつて、被告 A1 が、原告石原産業が本件新規搬出先に対しフェロシルトの売却代金を上回る埋立費用を支払うものであるなど、フェロシルトが取引価値のないもので廃棄物に該当することを認識し得たといふのは困難である。

b 被告 H1、被告 K2、被告 F2

(a) 役職と属性

被告 H1 は、前記(2)イ(ウ)b(a) (186 頁) のとおり、平成 13 年 8 月当時、三井物産株式会社の取締役から原告石原産業の代表取締役副社長、社長補佐（有機部門管掌）になつて 1 年が経過し、法務本部長を兼ねるようになつたばかりであった。被告 F2 も、前記(2)イ(ウ)f(a) (193 頁) のとおり、その当時、株式会社日本長期信用銀行の取締役から原告石原産業の財務本部長となつて 4 年が経過したところであった。被告 K2 は、前記(2)イ(ウ)d(a) (189 頁) のとおり、長年営業部門を担当しており、その当時、専務取締役酸化チタン営業本部長兼機能材料営業企画本部長であった。

このように被告 H1 及び被告 F2 は原告石原産業に他業種から途中入社し、被告 K2 は長年営業部門を担当しており、いずれも四

日市工場に直接関連する部門を担当したことがなかった。したがって、被告 H1、被告 K2及び被告 F2は、担当外の酸化チタンの産業廃棄物の再利用の業務に関して、ほとんど把握していなかった。

また、被告 H1は、その当時、法務本部長であったが、原告石原産業の取り扱う事業内容が広範にわたり、関係する法規も様々であつた。したがつて、酸化チタンの産業廃棄物の再利用の業務との関連で、産業廃棄物処理法上の「廃棄物」に該当するのは具体的にどのような場合であるのか正確に理解していなかつたとしてもやむを得ないというべきである。

(b) 廃棄物性について認識した事情

被告 H1、被告 K2及び被告 F2が、平成13年8月6日午後の推進会議本部会までに認識した事情は、被告 A1と同じく次のとおりであった。

① 前記 a (b)① (236頁) に同じ。

② 前記5)イ(ア)a (b)①ないし⑥ (230頁) に同じ。

(c) 検討

被告 H1、被告 K2及び被告 F2は、酸化チタンの産業廃棄物の再利用の業務の内容をほとんど把握しておらず、前記2)イ(イ)b (c) (186頁), (2)イ(イ)d (c) (190頁), (2)イ(イ)f (c) (194頁) のとおり、中部国際空港株式会社からフェロシルトの受入れを断わられたことすら知られていなかった。したがつて、上記被告らは、平成13年8月6日午後の推進会議における被告 S3 らの説明を信じ、本件新規搬出先への搬出に方針転換するか否かが主要な検討対象であると思つていた。

このような上記被告らの認識を前提とすると、上記被告らが、被告 S3 らの説明において、埋立費用という語が用いられたり、本件

新規搬出先への完却代金が明らかにされなかつたり、フェロシルトは有償の処分が実態であるとの発言がされたとしても、直ちにフェロシルトの取引価値がなく、廃棄物に該当することを認識し得たといふことはできない。

c 〇2

(a) 役職と属性

〇2は、前記2)ア(イ)e (a) (168頁) のとおり、四日市工場長を務めた後、平成13年8月当時、産業廃棄物に関する環境資源部を統括する地球環境本部長を務めていた。

このような経歴からすれば、〇2は、平成13年8月6日午後の推進会議本部会の当時、酸化チタンの産業廃棄物の再利用等の業務について詳細に知るところであり、廃棄物処理法上の「廃棄物」に該当するのはどのような場合であるかを理解すべき立場にあつたといえる。

(b) 廃棄物性について認識した事情

〇2が、平成13年8月6日午後の推進会議本部会までに認識した事情は、被告 A1 と同じく次の①、②のほか、③であった。

① 前記 a (b)① (236頁) に同じ。

② 前記5)イ(ア)a (b)①ないし⑥ (230頁) に同じ。

③ 〇2は、フェロシルトについて、中部国際空港株式会社から受け入れを断られたことを同年5月21日ころまでに知つた。

(c) 検討

〇2は、中部国際空港へのフェロシルトの搬出が確定したとの報告を受けた後に、中部国際空港株式会社からフェロシルトの受入れを断られたことを知らされていた。したがつて、〇2は、同年8月6日午後の推進会議本部会の冒頭でされた中部国際空港の搬出時

- 期が大幅に遅れたたとの説明（111頁）が虚偽であることを認識する事が十分可能であった。そうすると、〇2としては、その後の被告S3らの説明についても、虚偽が含まれていないかの疑いをもって、注意を傾けるべきであったから、埋立費用という語が用いられたり、本件新規搬出先への売却代金が明らかにされなかつたり、フェロシルトは有償の処分が実態であるとの発言がされたことに気が付くことが可能であったといえる。
- しかも、〇2は、酸化チタンの産業廃棄物の再利用等の業務の詳細及び廃棄物に該当するのはどのような場合であるかを理解すべき立場にあった。したがって、〇2は、被告S3らの説明に不自然な点があり、原告石原産業から本件新規搬出先の業者に対して売却代金を上回る費用が支払われ、実質的に原告石原産業がフェロシルトの処理費用を負担するなど、フェロシルトは取引価値のないものであり、廃棄物に該当することを認識し得たというべきである。
- d 被告T1
- (a) 役職と属性
- 被告T1は、前記(2)イ(ア) (191頁)のとおり、平成13年8月当時、四日市工場長を務めており、産業廃棄物の再利用のために開発されたフェロシルトの担当取締役であった。したがって、被告T1は、〇2と同様、平成13年8月6日午後の推進会議の当時、酸化チタンの産業廃棄物の再利用等の業務について詳細を知るところであり、廃棄物処理法上の「廃棄物」に該当するのほどのような場合であるかを理解しておくべき立場にあつたといえる。
- (b) 廃棄物性について認識した事情
- 被告T1が、平成13年8月6日午後の推進会議本部会までに認識した事情は、〇2と同じく、次のとおりであった。

① 前記a(b)① (236頁)に同じ。

② 前記(5)イ(ア) (b)①ないし⑥ (230頁)に同じ。

③ 被告T1は、フェロシルトについて、中部国際空港株式会社から受入れを断られたことを同年5月上旬ころまでに知った。

(c) 検討

被告T1は、前記(2)イ(ウ)e(c) (191頁)のとおり、フェロシルトを中部国際空港へ搬出することが確定したとの報告を受けいたにもかかわらず、その後、品質の問題を理由に受入れを断られたことを知った。ところが、被告T1は、平成13年8月6午後の推進会議本部会において、自ら中部国際空港への搬出時期が遅れるとの虚偽の説明をしており、中部国際空港への搬出を維持するか、本件新規搬出先へ搬出するかを検討するまでもないことを十分に認識していたのである。

そうすると、被告T1としては、その後の被告S3や管理部長のS8の説明において、埋立費用という語が用いられ、本件新規搬出先への売却代金が明らかにされなかつたことに疑いをもつてしかるべきであった。しかも、被告T1は、自ら、フェロシルトは有償の処分が実態であるという発言までしているのである(115頁)。そうすると、被告T1が酸化チタンの産業廃棄物の再利用等の業務の詳細及び廃棄物に該当するのはどのような場合であるかを理解しておくべき立場にあつたことからすれば、原告石原産業から本件新規搬出先の業者に対して売却代金を上回る費用が支払われ、実質的に原告石原産業がフェロシルトの処理費用を負担するなど、フェロシルトは取引価値のないものであり、廃棄物に該当することを認識することが十分に可能であったといえる。

e 被告〇2

- (a) 役職と属性
被告 S2 は、前記(2)イ(ウ)g(a) (195頁) のどおり、四日市工場の無機系事業の研究開発に従事してきた技術系の取締役であった。もっとも、被告 S2 が主に研究開発に当たつたのは、酸化チタンの顔料等であり、酸化チタンの産業廃棄物を再利用することができなかつた。しかも、被告 S2 が取締役に就任したのは平成13年6月であり、取締役会において原告石原産業全体会に開する報告を受けるようになって間がなく、担当業務以外の情報を取得する機会があまりなかつた。したがつて、被告 S2 が、酸化チタンの産業廃棄物の再利用の業務の詳細を把握しておらず、廃棄物処理法上の「廃棄物」の意義について理解していないなかつたとしてもやむを得ないというべきである。
- (b) 廃棄物性について認識した事情
被告 S2 が平成13年8月6日午後の推進会議本部会までに認識した事情は、次のとおりであった。
- ① 前記(2)イ(ウ)g(b)①及び② (195頁) に同じ。
 - ② 前記(5)イ(ア) a (b)①ないし⑥ (230頁) に同じ。
- (c) 檢討
被告 S2 は、酸化チタンの産業廃棄物の再利用の業務内容を把握しておらず、前記(2)イ(ウ)g(c) (196頁) のどおり、中部国際空港株式会社からフェロシリットの受入れを断られたことすら知られていなかつた。被告 S2 は、産業廃棄物の再利用の業務に通じておらず、上記推進会議本部会において初めて、被告 S3 から中部国際空港への搬出時期が遅れやその使用量が半減したと聞かされたのであり、その真偽を検討する時間的余裕もなかつたといえる。したがつて、被告 S2 が、被告 S3 からの説明を信じ、本件新規搬出先への機出に方針転換するか否かが主要な検討対象であると思つたのもやむを得ないというべきである。
- このような被告 S2 の認識を前提すると、その関心事が専らフェロシリットの搬出にかかるコストの比較に向けられていたとしてもやむを得ない。被告 S3 らの説明が専ら中部国際空港と本件新規搬出先の搬出にかかる費用の比較という観点からされたことからすればなおさらである。このような事情の下では、被告 S2 が、被告 S3 らの説明において、フェロシリットの取引価値がないことを疑わせる埋立費用という語が用いられていること、フェロシリットは有償の処分が実態であるとの発言がされたこと、本件新規搬出先への売却代金が明らかにされなかつたことに注意を払うことできなかつたのも無理からぬところがある。
- したがつて、被告 S2 が、原告石原産業が本件新規搬出先に対しフェロシリットの売却代金を上回る埋立費用を支払うものであるなど、フェロシリットは取引価値のないもので廃棄物に該当することを認識し得たというのは困難である。
- (エ) まとめ
- 以上によれば、被告 A1, 被告 H1, 被告 K2 及び被告 S2 は、平成13年8月6日推進会議本部会における意思決定ないし平成13年8月10日付け裏譲書に合議者若しくは発議分掌上位者として押印するに際し、フェロシリットの本件新規搬出先への搬出が廃棄物処理法に違反するか否かを調査すべき義務を負つていたといふことはできない。
- 他方、O1 及び被告 T1 は、平成13年8月10日付け裏譲書に合議者若しくは発議分掌上位者として押印するに際し、フェロシリットが廃棄物に該当

することを認識し得たから、本件新規搬出先への搬出が廃棄物処理法に

違反するか否かを調査すべき義務を負つていたといるべきである。にもかかわらず、〇二及び被告T1が、これを調査せずに、フェロシルトが廃棄物に該当せず、本件新規搬出先への搬出が廃棄物処理法に違反することではないと信じたことには過失があった。

(オ) 被告〇3ら及び被告T1の主張について

被告〇3ら及び被告T1は、酸化チタンやアイアンクレーに有害な物質が含まれないこと、〇2及び被告T1にはフェロシルトが土壤埋め戻し材としての品質を備えていることの認識があつたことから、フェロシルトに取引価値がないことを認識し、認識し得たとはいえないと主張する。

しかし、酸化チタンやその産業廃棄物であるアイアンクレーに有害な物質が含まれないことと、産業廃棄物であるアイアンクレーを再利用するフェロシルトに取引価値があることは、前記(2)イ(オ)b(ii)(199頁)のとおり、別の事柄であるというべきである。したがって、被告〇3ら及び被告T1の上記主張を採用することはできない。

また、被告T1は、フェロシルトの「有償の処分が実態である」(115頁)というは、フェロシルトを販売しているという意味であり、フェロシルトが取引価値のない産業廃棄物であることを認識していないかった旨供述する。しかし、被告T1は、フェロシルトについて、「利益が出て販売に結びつく方法がなく、有償の処分が実態である」と説明しているのであって、前後の脈絡からすれば、「有償の処分」をおよそ販売の意味であると解することはできない。したがって、被告T1の上記供述を採用することはできない。

ウ (損害の発生)

フェロシルトの搬出費用として、いわゆる逆有償取引により、22億6

700万円の損害が発生したか。

原告石原産業は、山磯、杉本組等の搬出業者や紹介者に対し、平成13年8月中旬から平成17年4月までに搬出した約72万トンのフェロシルトについて、運搬費、用途開発費、改質加工費等の名目で、産業廃棄物の処分をするための費用として23億2600万円を支払った。

他方、原告石原産業は、上記フェロシルトを石原テクノに売却することによって、5900万円の売却代金を得た。

したがって、原告石原産業が、フェロシルトの上記売却代金を超える運搬費等の名目により22億6700万円(23億2600万円-5900万円)支出したことは、損害に当たるというべきである。

また、原告石原産業は、平成19年6月25日、上記72万トンのフェロシルトの一部に関する不法投棄を公訴事実とする産業廃棄物処理法違反により、5000万円の罰金を命じられ、後日、これを納付したことも損害に当たるというべきである。

エ (相当因果関係)

前記(5)アないしにに関する各義務違反行為と、原告石原産業にフェロシルト搬出費用22億6700万円及び罰金5000万円の損害が発生したこととの間に相当因果関係がある。

(ア) 義務違反行為
〇2及び被告T1は、前記(5)イ(エ)(243頁)のとおり、フェロシルトの本件新規搬出先への搬出が廃棄物処理法に違反する不法投棄に該当するか否かを調査すべき義務を負っていたにもかかわらず、フェロシルトの本件新規搬出先への搬出が廃棄物処理法に違反することないと信じ、何ら調査しなかった。

(イ) 原告石原産業の損害発生に至る経緯

M2社長は、フェロシルトの担当取締役であった被告T1及び被告S3

に対し、平成13年8月6日午後の推進会議本部会において、本件新規搬出先へのフェロシルトの搬出作業を早急に実施するよううにと述べたところ、そのほかの推進会議本部会の構成員は特に異議を述べなかつた。被告〇三は、同月8日、被告T1を発議管掌上位者として、本件新規搬出先へフェロシルトを搬出する費用の支出に係る裏譲りを発議し、推進会議本部会の構成員による合議を経て、M1社長によって決裁された。これにより、本件新規搬出先へフェロシルトの搬出が開始されたのは平成13年8月中旬以降である。被告〇三是、フェロシルトの搬出費用について、本件裏譲りによって予算の枠が確定していたことから、本件新規搬出先以外の搬出についても四日市工場長の決裁を取ることなく、原告石原産業と石原テクノ間の売買契約、石原テクノと搬出業者間の売買契約、原告石原産業と搬出業者との運搬費等を支払う契約を締結し、フェロシルトを搬出し続けた。

その後、平成17年4月までの間に、原告石原産業から、フェロシルト合計約72万トンが搬出された。原告石原産業は、上記約72万トンのフェロシルトについて、運搬費等の名目で23億2600万円を支払った。また、原告石原産業は、平成19年6月25日、上記の不法投棄にかかる産業廃棄物処理法違反により、罰金5000万円の支払を命じられ、これを納付した。

(ウ) 検討

原告石原産業に上記各損害を生じさせた根本的な原因は、被告〇三が、フェロシルトが取引価値のない廃棄物に該当し、廃棄物処理法に違反することを知りながら、本件新規搬出先へ売却して搬出するという形式をとることにより、平成13年8月中旬から平成17年4月まで、フェロシルトを搬出し続けたことにある。

以上のほか、〇二及び被告T1の上記義務違反の内容や程度、担当取

綱役を外れた時期、取締役自体を退任した時期等（別紙「取締役在任期間等」参照）、本件に現れた一切の事情を総合して検討するならば、被告T1及び〇2の善管注意義務違反と因果関係が認められる損害は、次のことおりであると認めるのが相当である。

a 〇2

上記損害23億1700万円の20%相当額 4億6340万円

b 被告T1

上記損害23億1700円の50%相当額 11億5850万円

3 結論

以上をまとめると、次のとおりとなる。

- (1) 原告石原産業の甲事件に基づく請求は全部理由があり、被告〇三是、原告石原産業に対し、11億1403万円の内金10億円を支払う義務がある。
- (2) 参加原告らの乙事件に基づく請求（4.89億円）は、4.75億8400万円の限度で理由があり、被告S3は、原告石原産業に対し、4.75億8400万円を支払う義務がある。
- (3) 参加原告らの丙事件に基づく請求（4.89億円）は、被告〇3について50億9010万円（（97億1680万円+4億6340万円）÷2）、被告K3及び被告S5について各25億4505万円（（97億1680万円+4億6340万円）÷4）、被告T1について25.4億5050万円（42億9200万円+11億5850万円。ただし、50億9010万円の限度で被告〇3・と、各25億4505万円の限度で被告K3及び被告S5と連帶して）の限度で理由がある。したがって、被告〇3、被告K3、被告S3及び被告T1は、原告石原産業に対し、連帶して、被告〇3について50億9010万円、被告K3及び被告S5について各25億4505万円、被告T1について25.4億5050万円を（ただし、被告〇3から相続した財産の存する限りは限定承認をしているので、いずれも〇2から相続した財産の存する限

度において) 支払う義務がある。

その余の被告ら(被告Y₂, 被告A₁, 被告S₁, 被告S₂, 被告M₁,
被告Y₁, 被告L₂, 被告F₃, 被告F₂, 被告T₁, 被告Y₂, 被告S₁,
被告L₄, 被告L₁, 被告O₁, 被告I₁, 被告S₂)に対する請求はいずれも理由がない。

なお、本件の事案にかんがみるならば、仮執行宣言を付することは相当でないでこれを付さないこととする。

(4) よつて、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第4民事部

裁判長裁判官

松 田 亨

裁判官

西 村 欣 也

裁判官

惠 子

裁判官

堤 恵 子

裁判官

西 村 欣 也

裁判官

惠 子

裁判官

西 村 欣 也

当事者目録

大阪市西区江戸堀一丁目3番15号

甲 事 件 原 告 石原産業株式会社

(以下「原告石原産業」という。)

同 代 表 者 監 察 役 播 磨 橋

同 同 高 西 大 吉 川 三 津 子

同 同 同 同 修 平

同 同 同 同 田 原 健 司

同 同 同 同 原 健 司

愛知県愛西市早尾町南川並225番地66

甲事件参加原告兼丙事件原告

同訴訟代理人弁護士

岐阜県山県市西深瀬208-1

甲事件参加原告兼丙事件原告

三重県桑名市筒尾三丁目14番11

甲事件参加原告兼丙事件原告

小 川 满 美

(以下、上記3名を併せて「参加原告ら」という。)

池 田 直 樹 拓 昊

同 同 同 同 田 原 猛 也

同 同 同 同 藤 林 務 脅 桂 正

同 同 同 同 山 岩 城 裕

告	被	告	T
三重県四日市市鹿間町16番地 同	A2	通	
上記5名訴訟代理人弁護士 兵庫県西宮市苦楽園一番町5番16号 被 告	A1	山 岡	
同訴訟代理人弁護士 同 同 奈良市登美ヶ丘五丁目10番6号 被 告	S4	針 谷	
東京都港区三田五丁目7番 シャンガール三田1024 同	S6	中 村	
三重県四日市市采女町167の1 同	M1	同	
大阪市阿倍野区文の里四丁目6の10 同	Y1	同	
神奈川県平塚市豊原町22-25 同	K2	同	
大阪府高槻市天王町14番4号 同	F3	同	
横浜市青葉区美しが丘西3-26-5 同	F2	同	
三重県四日市市山手町3341の1 同	F1	同	
名古屋市緑区ほら貝一丁目35番地 被告(亡) 02 訴訟承継人)	K3	同	
被告(亡) 02 訴訟承継人)	SS5	同	
(以下「丙事件被告」のことと単に「被告」という。) 同訴訟代理人弁護士 飯沼昭典	K3	同	
三重県四日市市日永西四丁目8番9号 丙事件被告(亡) 02 訴訟承継人)	03	同	
(以下「丙事件被告」のことと単に「被告」という。) 三重県四日市市大字泊1128番地20 被告(亡) 02 訴訟承継人)	K3	同	
名古屋市緑区ほら貝一丁目35番地 被告(亡) 02 訴訟承継人)	SS5	同	
上記3名法定代理人相続財産管理人 京都市西京区大枝東長町1番地の215	K3	同	
三重県鈴鹿市南旭が丘二丁目13の19			

同

三重県四日市市西富田町550—3

同

三重県四日市市三滝台四丁目18の17

同

滋賀県大津市船津三丁目19番9号

同

大阪府池田市五月丘五丁目3-27

同

横浜市栄区本郷二丁目4番23号

同

滋賀県栗東市川辺165-7

同

上記15名訴訟代理人弁護士

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

取締役の在任期間及び役職

1 A1

昭和45年11月

取締役就任

昭和49年5月

常務取締役

昭和51年6月

代表取締役・専務取締役

昭和63年6月

代表取締役社長

昭和11年6月

代表取締役会長

平成15年6月

取締役退任

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

Y2

S1

同

同

同

同

O1

2 S4.

H1

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

取締役の在任期間及び役職

昭和45年11月

取締役就任

昭和49年5月

常務取締役

昭和51年6月

代表取締役・専務取締役

昭和63年6月

代表取締役社長

平成11年6月

代表取締役会長

平成15年6月

取締役退任

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

取締役の在任期間及び役職

昭和45年11月

常務取締役

昭和51年6月

代表取締役・専務取締役

昭和63年6月

代表取締役社長

平成11年6月

代表取締役会長

平成15年6月

取締役退任

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

取締役の在任期間及び役職

昭和45年11月

常務取締役

昭和51年6月

代表取締役・専務取締役

昭和63年6月

代表取締役社長

平成11年6月

代表取締役会長

平成15年6月

取締役退任

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

取締役の在任期間及び役職

昭和45年11月

常務取締役

昭和51年6月

代表取締役・専務取締役

昭和63年6月

代表取締役社長

平成11年6月

代表取締役会長

平成15年6月

取締役退任

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

取締役の在任期間及び役職

昭和45年11月

常務取締役

昭和51年6月

代表取締役・専務取締役

昭和63年6月

代表取締役社長

平成11年6月

代表取締役会長

平成15年6月

取締役退任

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

取締役の在任期間及び役職

昭和45年11月

常務取締役

昭和51年6月

代表取締役・専務取締役

昭和63年6月

代表取締役社長

平成11年6月

代表取締役会長

平成15年6月

取締役退任

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

取締役の在任期間及び役職

昭和45年11月

常務取締役

昭和51年6月

代表取締役・専務取締役

昭和63年6月

代表取締役社長

平成11年6月

代表取締役会長

平成15年6月

取締役退任

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

取締役の在任期間及び役職

昭和45年11月

常務取締役

昭和51年6月

代表取締役・専務取締役

昭和63年6月

代表取締役社長

平成11年6月

代表取締役会長

平成15年6月

取締役退任

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

取締役の在任期間及び役職

昭和45年11月

常務取締役

昭和51年6月

代表取締役・専務取締役

昭和63年6月

	兼地球環境本部長事務取扱	平成 11 年 6 月 29 日	取締役退任	平成 9 年 4 月 24 日 四日市工場長、生産構造再構築計画実行本部本部長
3	36	昭和 54 年 6 月 28 日	取締役就任	平成 9 年 6 月 27 日 常務取締役 四日市事業所開発研究本部長
	無機営業部門担当			兼生産構造再構築計画実行本部本部長
	昭和 61 年 6 月	常務取締役	平成 10 年 2 月 1 日 社長室技術企画本部長	兼生産構造再構築計画実行本部本部長
	平成元年 6 月	代表取締役・専務取締役	平成 11 年 6 月 29 日 専務取締役	社長室技術企画本部長
	平成 2 年 6 月	代表取締役・専務取締役、営業部門管掌		兼開発企画本部長
	平成 9 年 6 月 27 日	代表取締役・専務取締役		兼四日市事業所長
	営業部門管掌			兼生産構造再構築計画実行本部本部長
	兼磁性材料事業運営本部長			
	平成 10 年 2 月 1 日	代表取締役・取締役副社長	平成 11 年 1 月 9 日 専務取締役	社長室企画開発本部管掌
	社長補佐			兼法務本部長
	営業部門管掌			兼四日市事業所長
	平成 11 年 6 月 29 日	代表取締役・取締役副社長	平成 12 年 6 月 29 日 専務取締役	社長室企画開発本部長
	社長補佐			兼社長室法務本部長
	平成 12 年 3 月 1 日	代表取締役・取締役副社長		兼社長室機能材料特別推進本部長
	社長補佐			社長室無機企画開発本部長
	兼社長室磁性材料特別推進本部長			兼社長室法務本部長
	平成 13 年 6 月 28 日	取締役退任	平成 13 年 6 月 28 日 取締役退任	兼機能材料営業企画本部長
4	M1	平成 3 年 6 月 27 日	取締役就任	平成 7 年 6 月 29 日 常務取締役
				四日市工場長
				平成 7 年 6 月 29 日 取締役就任（東京本社統括室長）

			平成 8 年 1 1 月	取締役総務本部副本部長				
			平成 9 年 6 月 2 7 日	常務取締役 総務本部長	平成 11 年 6 月 2 9 日	常務取締役	酸化チタン営業本部長	
				兼東京本社統括室長 兼秘書室担当	平成 11 年 1 2 月 1 0 日	常務取締役	酸化チタン営業本部長	
			平成 11 年 6 月 2 9 日	取締役退任	兼社長企画開発本部付			
6	⑦				平成 12 年 6 月 2 9 日	常務取締役	酸化チタン営業本部長	
			昭和 63 年 2 月	四日市工場業務部長	平成 13 年 6 月 2 8 日	事務取締役	酸化チタン営業本部長	
			平成 3 年 3 月	四日市事業所管理室管理部長	平成 14 年 6 月 2 7 日	事務取締役	兼機能材料営業企画本部長	
			平成 6 年 7 月	四日市事業所四日市工場次長	平成 15 年 6 月 2 7 日	取締役退任	無機化学営業本部長	
			平成 7 年 6 月	四日市事業所四日市工場副工場長				
			平成 9 年 6 月 2 7 日	常務取締役				
			四日市事業所四日市工場長					
			平成 10 年 6 月 2 6 日	常務取締役				
8	F)		四日市事業所四日市工場長					
			兼事業所管理室長					
			平成 11 年 6 月 2 9 日	事務取締役	平成 8 年 6 月 2 7 日	取締役就任	管理本部管理部長	
			総務本部長	兼地盤環境本部部長	平成 9 年 6 月 2 7 日	常務取締役	兼関係会事業管理部長	
			平成 14 年 6 月 2 7 日	取締役辞任	平成 10 年 2 月 1 日	常務取締役	社長企画管理本部長	
7	②		平成 7 年 6 月 2 9 日	取締役就任	平成 11 年 6 月 2 7 日	常務取締役	兼情報システム部長	
			酸化チタン営業本部長		平成 14 年 6 月 2 7 日	取締役辞任	社長室管理企画本部長	
					平成 15 年 6 月 2 7 日	取締役退任	兼情報システム部長	

平成 11 年 11 月 9 日	常務取締役 兼財務本部部長付	財務本部長 兼管理本部長
平成 12 年 3 月 1 日	常務取締役 社長室企画開発本部長	常務取締役 兼社長室企画開発本部付
平成 12 年 6 月 29 日	常務取締役 社長室企画開発本部長	常務取締役 財務本部長
平成 12 年 6 月 29 日	常務取締役 兼磁性材料特別推進本部副副本部長	常務取締役 兼管理本部長
平成 13 年 6 月 28 日	常務取締役 シンガポール社長	常務取締役 財務本部長
平成 13 年 6 月 29 日	常務取締役 社長室付 (特命担当)	常務取締役 兼管理本部長
平成 15 年 2 月 1 日	常務取締役 社長室地球環境本部長	常務取締役 財務本部長
平成 16 年 9 月 6 日	常務取締役 社長室地球環境本部長	常務取締役 兼管理本部長
平成 17 年 3 月 11 日	常務取締役 兼社長室化チタン事業構造改革推進本部副副本部長	常務取締役 財務本部長
平成 17 年 6 月 29 日	常務取締役 取締役退任	常務取締役 兼管理本部長
平成 14 年 6 月 27 日		常務取締役 経営企画管理本部長
平成 9 年 5 月	顧問 (株式会社日本長期信用銀行取締役)	兼社長室化チタン事業構造改革推進本部副本部長
平成 9 年 6 月 27 日	常務取締役就任 財務本部長	常務取締役 経営企画管理本部長
平成 11 年 1 月 9 日	常務取締役 兼社長室企画管理本部長付	常務取締役 兼社長室化チタン事業構造改革推進本部副本部長
平成 11 年 12 月 10 日	常務取締役 財務本部長	常務取締役 経営企画管理本部長
平成 17 年 1 月 18 日	代表取締役・常務取締役 P H A 環境対策管掌	代表取締役・常務取締役 P H A 環境対策管掌

経営企画管理管掌

平成 18 年 6 月 29 日 取締役退任

10 F

平成 7 年 6 月 29 日 取締役就任

中央研究所副所長

平成 9 年 6 月 27 日 取締役

社長室技術企画本部副本部長

兼中央研究所所長

平成 10 年 2 月 1 日 取締役

社長室技術企画本部副本部長

兼技術管理部長

平成 11 年 6 月 29 日 取締役退任

シンガポール工場担当（四日市事業所長付き）

平成 11 年 6 月 29 日 取締役退任

11 Y2

平成 6 年 3 月 四日市事業所塩素法酸化チタン新技術開発室、技術開

発部長

平成 7 年 6 月 29 日 取締役就任

シングポール工場担当（四日市事業所長付き）

平成 11 年 6 月 29 日 取締役退任

12 S

平成 8 年 6 月 27 日 取締役就任

機能材料研究所所長

平成 10 年 2 月 1 日 取締役

社長室技術企画本部副本部長

平成 11 年 2 月 10 日 取締役

社長室技術企画本部副本部長

兼技術管理部長

平成 11 年 6 月 29 日 取締役退任

13 K4

開発研究本部技術研究所所長

平成 8 年 6 月 27 日 取締役就任

平成 8 年 11 月 15 日 開発研究本部副本部長

平成 10 年 2 月 1 日 取締役

平成 8 年 11 月 15 日 開発研究本部技術室室長

平成 10 年 2 月 1 日 取締役退任

平成 11 年 6 月 29 日 取締役退任

平成 13 年 6 月 28 日 取締役就任

平成 15 年 6 月 27 日 取締役退任

14 S3

平成 9 年 4 月 24 日 生産構造再構築計画実行本部事務局長兼推進委員（産業廃棄物）

平成 9 年 6 月 27 日 取締役就任

四日市工場副工場長

平成 11 年 6 月 29 日 取締役退任

四日市工場副工場長

平成 13 年 6 月 28 日 四日市副工場長

兼社長室室酸化チタン事業構造改革推進会議委員長付

平成 15 年 6 月 27 日 取締役就任

四日市工場副工場長

		平成 17 年 6 月 29 日	取締役退任	四日市工場長 兼社長室酸化チタン事業構造改革推進本部副本部長
15	T	平成 8 年 4 月	四日市事業所管理室管理部長	平成 15 年 4 月 1 日 代表取締役社長 社長室酸化チタン事業構造改革推進本部本部長
		平成 9 年 6 月 27 日	取締役	平成 19 年 6 月 28 日 取締役退任
16	K	平成 10 年 2 月 1 日	取締役	平成 9 年 6 月 27 日 取締役就任 バイオサイエンス営業企画本部商品開発部長
		平成 11 年 1 月 9 日	常務取締役	平成 10 年 2 月 1 日 取締役 バイオサイエンス営業企画本部商品開発部長
		平成 11 年 6 月 29 日	常務取締役	平成 10 年 6 月 26 日 取締役 バイオサイエンス営業企画本部商品開発部長
		平成 11 年 11 月 9 日	常務取締役	平成 11 年 2 月 10 日 取締役 バイオサイエンス営業企画本部商品開発部長
		平成 12 年 6 月 29 日	常務取締役	平成 11 年 6 月 29 日 取締役退任 兼新農薬開発・商品化推進本部副本部長
		平成 13 年 6 月 28 日	常務取締役	平成 13 年 6 月 28 日 取締役就任 バイオサイエンス営業企画本部本部長代行
		平成 14 年 2 月 1 日	専務取締役	平成 14 年 4 月 1 日 常務取締役 バイオサイエンス営業企画本部本部長
		平成 14 年 6 月 27 日	専務取締役	

平成 15 年 4 月 1 日	常務取締役 バイオサイエンス営業企画本部本部長 兼中央研究所所長	
平成 16 年 4 月 1 日	常務取締役 中央研究所所長	
平成 16 年 6 月 29 日	専務取締役 経営会議、研究開発管掌 兼社長室開発企画本部部長	
	兼中央研究所所長	
	兼医薬研究所所長	
平成 17 年 2 月 7 日	専務取締役 経営会議、研究開発管掌 兼社長室開発企画本部部長	
	兼中央研究所所長	
	兼医薬研究所所長	
平成 19 年 6 月 28 日	取締役退任	
17	○	
平成 9 年 6 月 27 日	取締役就任 兼酸化チタン営業本部長付 秘書役	
平成 11 年 6 月 29 日	取締役退任	
平成 15 年 6 月 27 日	取締役就任 社長室地球環境本部副本部長 兼秘書役	
平成 17 年 3 月 11 日	取締役	

平成 15 年 4 月 1 日	常務取締役 バイオサイエンス営業企画本部本部長 兼秘書役	社長室地球環境本部副本部長 兼秘書役
平成 16 年 6 月末	平成 20 年 6 月末 取締役退任	
18		
平成 12 年 5 月	顧問（三井物産株式会社取締役）	
平成 12 年 6 月 29 日	代表取締役・取締役副社長就任 社長補佐、有機部門管掌	代表取締役・取締役副社長
平成 13 年 2 月 6 日	社長補佐、有機部門管掌	代表取締役・取締役副社長
平成 13 年 6 月 28 日	兼社長室有機企画開発本部部長 社長補佐	兼社長室有機企画開発本部部長 社長補佐
平成 13 年 9 月 25 日	兼社長室有機企画開発本部部長 社長補佐	兼社長室有機企画開発本部部長 社長補佐
平成 14 年 4 月 1 日	代表取締役・取締役副社長 社長補佐、営業管掌	代表取締役・取締役副社長
平成 14 年 6 月 27 日	兼社長室企画開発本部部長 社長補佐	兼社長室企画開発本部部長 社長補佐
	兼社長室開発企画本部長	兼社長室開発企画本部長

平成 15 年 6 月 27 日 代表取締役・取締役副社長
社長補佐
兼社長室企画開発企画本部長

平成 16 年 6 月 29 日 取締役退任

19 S2
平成 11 年 11 月 四日市事業所四日市工場技術室長
平成 12 年 6 月 四日市事業所四日市工場技術室長兼酸化チタン顔料研究所兼機能材料開発研究所
平成 13 年 6 月 28 日 取締役就任
社長室無機企画開発本部本部長代行
兼四日市工場副工場長
兼技術室長

平成 13 年 9 月 25 日 取締役
社長室企画開発本部副本部長
兼四日市工場副工場長
兼技術室長

平成 14 年 2 月 1 日 取締役
社長室企画開発本部副本部長
兼四日市工場副工場長
兼技術研究所所長

平成 14 年 4 月 1 日 取締役
社長室企画開発本部副本部長（無機担当）
兼四日市工場副工場長
兼技術研究所所長

平成 14 年 6 月 27 日 取締役

社長室企画開発本部副本部長（無機担当）
兼四日市工場技術研究所所長

平成 15 年 6 月 27 日 取締役退任

20 A2
平成 14 年 6 月 27 日 取締役就任
四日市工場副工場長（工場長補佐）
平成 15 年 4 月 1 日 常務取締役
四日市工場長

平成 15 年 6 月 27 日 常務取締役
四日市工場長
兼社長室酸化チタン事業構造改革推進本部副本部長

平成 19 年 6 月 28 日 取締役辞任
21 M2
平成 7 年 6 月 取締役就任
平成 9 年 6 月 常務取締役
平成 11 年 6 月 代表取締役社長
平成 15 年 4 月 代表取締役社長辞任
平成 15 年 6 月 取締役退任
(以上)

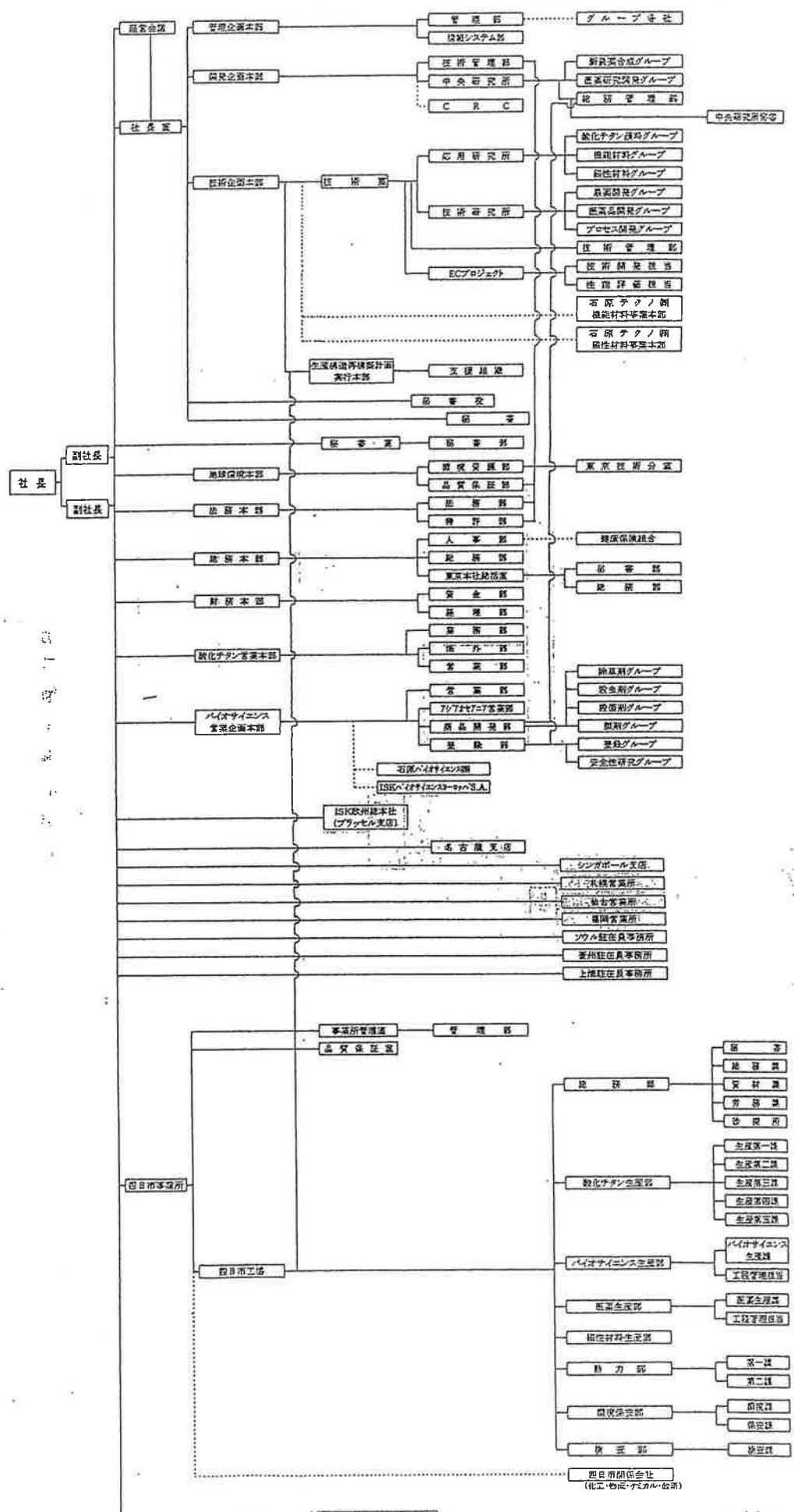
回収状況一覧表

番号	都道府県	地区名	石原テクノの販売量(t)	施工量(推定値含む)	搬出期間	回収状況	回収量(t)	回収にかかった費用(百万円)	未回収量(t)
1	三重県	亀山市辺法寺地区	131,423	131,423	平成13年12月～平成15年1月、平成17年1月～同年4月	完了	201,000	3,533	
2		四日市市山田地区	21,564	21,564	平成14年1月～同年3月	完了	32,000	202	
3		四日市市垂坂地区	75,151	75,151	平成14年1月～同年8月	完了	111,000	812	
4		四日市市三田地区	209	209		完了	1,000	8	
5		いなべ市藤原地区	105,968	105,968	平成14年2月～平成16年2月	完了	170,000	1679	
6		いなべ市大安地区	6,880	6,880	平成17年3月～同年4月	完了	20,000	165	
7		久居市榊原地区	11,362	11,362	平成15年12月～平成17年4月	完了	55,000	649	
8		桑名市長島地区	(注1)	2,500		完了	6,000	61	
9	愛知県	瀬戸市幡中地区	186,912	137,652	平成13年11月～平成15年3月	未了	140,000	4,015	149,000
10		瀬戸市北丘地区	125,183	97,527	平成15年4月～平成16年4月	完了	227,000	3,724	
11		瀬戸市広之田地区	(注1)	2,200		完了	8,000	164	
12		瀬戸市南ヶ丘地区		1,500		完了	4,000	28	
13		豊田市深見町下田地区(藤岡深見)		11,000		完了	43,000	150	
14		豊田市深見町岩花地区(藤岡岩花)		5,000		完了			
15		豊田市西中山地区				完了	4,000	103	
16		尾張旭市城山地区				完了	4,000	52	
17		長久手町前熊地区		13,000		完了	44,000	328	
18		日進市折戸地区				完了	6,000	56	
19		名古屋市名東地区猪田高地区		40		完了	61	6	
20		常滑市金山牛新田地				完了	68	1	
21		小牧市大草地区		400		完了	12,000	306	
22		小牧市上末地区				完了	42,000	933	
23		春日井市神屋地区				完了	40,000	1,327	
24		瀬戸市広之田南地区				完了	9,000	600	
25		長久手町岩作				完了	9,000	557	
26		瀬戸市新田				完了	86	5	
27		豊明市栄				完了	36,000	1,115	
28	岐阜県	可児市久々利地区		6,800		完了	20,000	381	
29		可児市大森地区		9,600		完了	44,000	252	
30		土岐市泉町		4,000		完了	59,000	672	
31		土岐市鶴里地区		6,900		完了	14,000	110	
32		土岐市土岐津地区		100		完了	4,000	99	
33		恵那市三郷地区		30		完了	4,000	44	
34		瑞浪市稻津地区		10,000		完了	36,000	490	
35		瑞浪市陶地区		700		完了	1,000	10	
36		本巣市早野地区		3,100		未了	37,000	428	45,000
37		岐阜市上西郷地区				完了	28,000	207	
38		美濃加茂市	12	58		完了	26,000	230	
39	京都府	加茂地区	56,287	56,287	平成13年8月～同年12月	完了	88,000	3,896	
		合計	720,951	720,951			1,585,215	27,398	194,000

(注1)瀬戸市幡中地区及び同市北丘地区向けに販売されたフェロシリートを中間業者が転売したもの

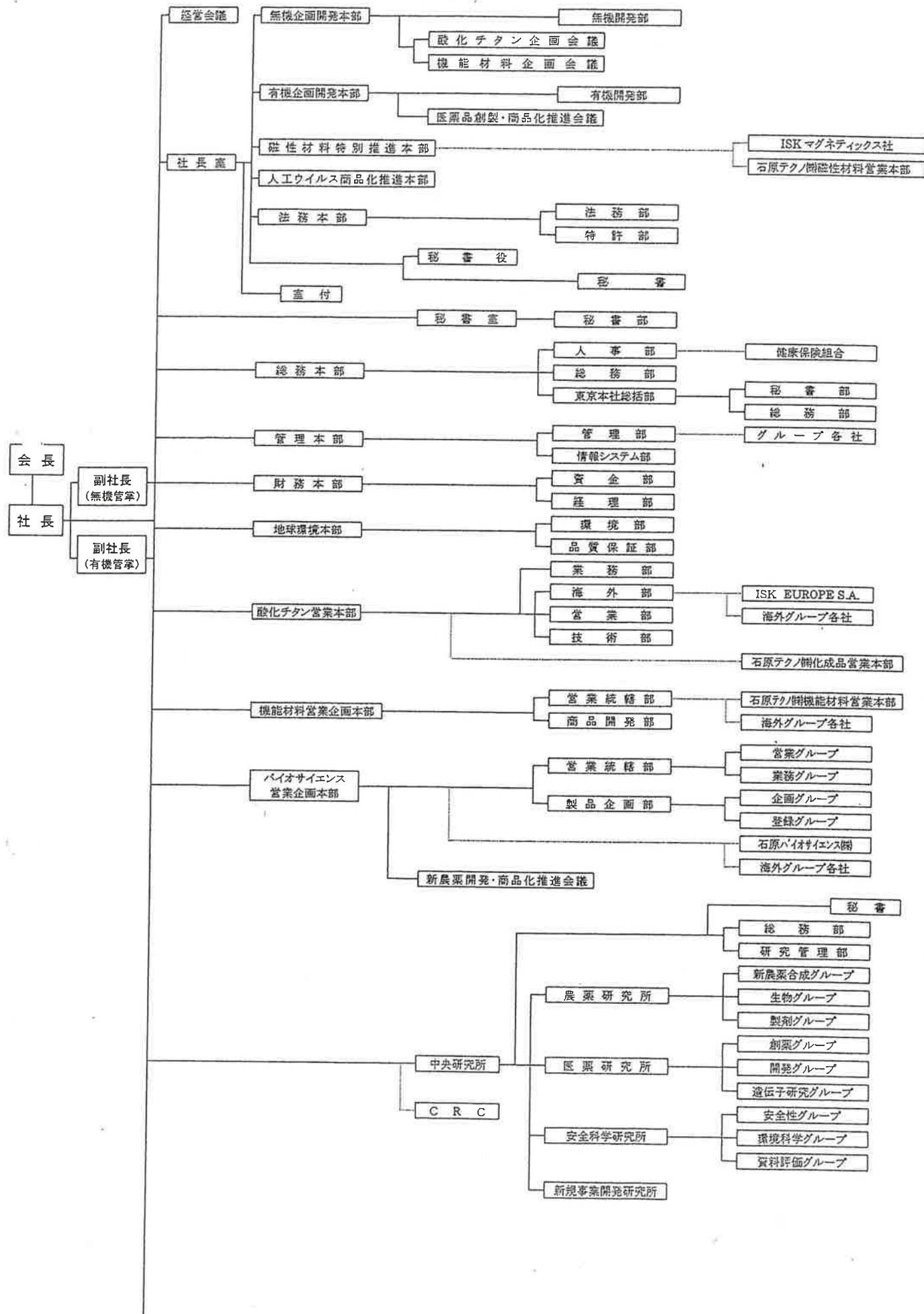
S K 組織図 (H10.10.1)

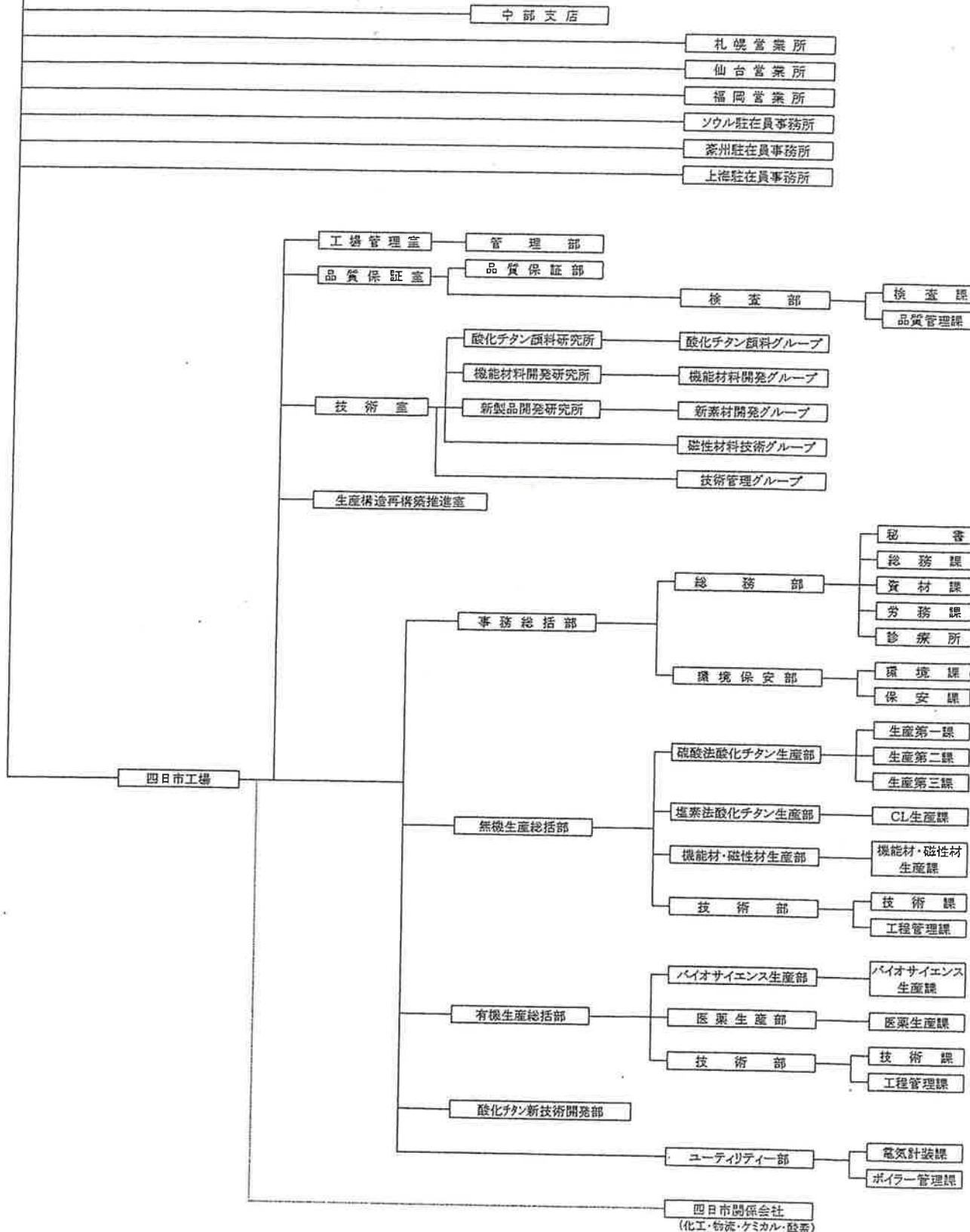
(1998年10月1日現在)



ISK組織図

(2001年2月6日現在)





これは正本である。

平成 24 年 6 月 29 日

大阪地方裁判所第4民事部

裁判所書記官 山下知樹

